

午前十時一分 開議

○古川委員長「ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○藤崎委員「おはようございます。藤崎ですけれども、質問のほうに早速入らせていただきたいと思います。

最初に、いじめについて質問させていただきます。

いじめの件数が非常に増えているというふうな報道等もあっておりまして、ちよつと心配な気持ちもあるところから質問させていただきます。

いじめといいましても、いろんな形態、形があるかと思いますが、また、軽い、軽重の部分もあるかと思えます。ただ、本人が嫌なこと、自分がされて嫌なことは人にもやってはいけないという一番基本的なところ、やっぱりこういうところをしっかりと教えていくことが大事だろうなというふうに思っております。もちろんこれは子供に限らず、成人してからも同じことだなというふうに感じております。

私自身、議会でいろいろ質問等をやらせていただく中で、非常に最近思うことがあります。それは一期目の頃の自分と五期させていただく中で今の自己とを振り返って、ちよつと手前みそで恥ずかしいんですけども、一つ変わったなというのがあります。というのは何かというと、知っているといいますが、知るといいますか、つまり、執行部の皆さん方の努力とか、ふだんの活躍とか、議員になったばかりの頃は正直無知といいますが、思いが強くて、県の行政で働く皆さん方がどういう仕事をしているかとか、その深みとか、そういうこと

とを知らない中で質問をしておりました。さすがに皆さんのそういった日々の業務、また、いろんな関わり、また、仕事に限らず人格の面等々を知る中で、皆さんが取り組んでいることの業務の重みを知ることができたというふうに感じております。そうすると、質問も実は私としては変わってきたような気がしております。

というのは、どちらかといえば、前はちよつと失礼な言い方をすれば、何かミスと言っちゃいかんけれども、いわゆるおかしなと思う部分というところを一生懸命見つけると言っては言葉に語弊がありますけれども、そういうところを一生懸命向けておりました。でも今は、そういう中でもちろん課題等はたくさんありますけれども、その課題をどうすれば解消していけるんだろうか、また、政策の行政目的を達成できるんだろうかといったような、つまり、そういう気持ちの中で、自分で言うのも手前みそですけども、質問を考えるようになりました。

これは、自分はもちろん県民の代表ですから是々非々でしっかりと議論しなければならぬという気持ちはあるんですけども、一つ大事なことで、いい意味での思いやりといえますか、自分の立場だけを考えて、自分のことばかりで物を言うんじゃないかと、相手、執行部の皆さんはどういう思いでこの仕事をしているんだろうかとか、どういう苦労をされてあるんだろうかという、そういうところを思いを向けて、私自身はやつと少しばかりそういう意味で成長できたのかなというふうに思っております。

そういう意味で子供たちにおいても、私はやはり知ることがまず大事だなというふうに思います。自分が好きな司馬遼太郎さんは、頼もしい人になってほしいと。頼もしい人になるためにはいたわる気持ち、人が転んだら痛いだろうなと思ってあげる、そういういたわる気持ちを持つことが大事なんだということをお伝えできれば、まさにここがそういう思いやりにつながっ

ていくということ、今しっかりと子供たちにも教えてほしいということ、思っております。

今、いじめの件数等も増えているということですが、もちろんそういった意味では表面化してきているということで、評価される部分もあるんだらうなというふうに思っております。

そこで、いじめの現状についてから質問させていただきます。

初めに、いじめの定義についてお尋ねいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱいじめの定義につきましては、いじめ防止対策推進法第二条第一項で定められております。その内容は、加害、被害の双方が児童生徒であること、双方に一定の人的関係があること、加害児童生徒が被害児童生徒に心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていること、これら四点全てに当てはまればいじめであるとされており、思っております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱその心理的な安全面というのは非常に大事なことで、このように思っております。やっぱりお互いに言いたいことが言い合える、ちゅうちやなく話ができる、そういう精神的な抑圧がない中で、ふだんの学校生活であったり、地域の生活ができるというのは非常に大事だと思っております。この定義自体が広範囲といいますか、非常に範囲が広くて、そういった意味では、対応される学校側も非常に難しいんだらうなというふうに思っております。

では、冒頭に申し上げました県内のいじめの認知件数でありますけれども、全国的に非常に増えているというふうな報道もあっております。令和六年度の県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいじめの認知件数はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上

の諸課題に関する調査によりますと、佐賀県内の国公私立学校で令和六年度に認知されたいじめの件数は、小学校四千五百二十三件、中学校二千八件、高等学校四百二十六件、特別支援学校三十八件、合計では七千六十七件となっております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱやはり件数的には非常に多いというふうに感じておりますけれども、その実態のところですよ。件数と実態のところ、ここをやはりしっかりと把握しておられることが大事だらうというふうに思っております。

それでは、いじめの内容についてであります。

どのようないじめが発生しているのかお尋ねいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱいじめの内容については、全学校種共通して、冷やかしたり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるというのが最も多く、続いて小中学校及び特別支援学校は軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれ、蹴られたりするが多くなっております。高等学校につきましては、仲間外れ、集団による無視をされるが多くなっております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ本当にいじめは、小さいときのほうがより何と申しましうか、全く考えずにふざけたりとか、からかいとか、また、ちよつとしたことでそういった嫌な思いを相手にさせてやろうとか、そういったことにもつながりやすいので、より低学年のほうが多いのではないかなというふうにも思っております。したがって、それでは、特に心配されるいじめの重大事態の発生件数であります。令和六年度、県内ではどのような状況になっているのかお尋ねいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱまず、いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第二十八条第一項第一号に規定する、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒

の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの及び第二号に規定する、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるものとなっております。

令和六年度に佐賀県内の国公私立学校において発生したいじめの重大事態の件数は十二件となっております。

以上でございます。

○藤崎委員〓この重大事態のいじめというものは、これは絶対あつてはならないというふうに思うわけであります。そういった意味では、やはり初期にそういったいわゆるいじめについては把握して、そして、解決をしていくと。しっかりと注意をして、いじめをなくしていくという、初期にそういった見いだすことが大事だろうというふうに思うわけであります。そういった意味では、件数が表面化しているというのはいいことなんだろうなというふうに思うわけですけれども、いじめの対策であります。

学校や教育委員会では、どのような取組が行われているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長〓まず、学校においては、各学校で定めた学校いじめ防止基本方針ののっとり、「チーム学校」として組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止に努めております。具体的には、校内いじめ対策委員会の開催、いじめアンケート調査の定期的な実施、全教職員対象の研修会の実施、教育相談体制の整備、情報モラル研修会の実施などを行っているところです。また、学校によっては、児童会や生徒会が主体となって、いじめ防止に係る活動を推進している例もございます。

教育委員会では、佐賀県いじめ防止基本方針に基づきまして、佐賀県いじめ問題対策連絡協議会を設置いたしまして、いじめ防止に係る関係機関と連携協力体制を強化し、情報の共有を図っております。また、外部有識者等による佐

賀県いじめ問題対策委員会を設置いたしましたして、県立学校のいじめ防止対策等について審議いただき、その結果をいじめ問題への対応に反映させているところでございます。

そのほか、全公立学校の教職員を対象としたオンデマンド教材によるいじめ防止対策研修を毎年度実施するとともに、全ての公立学校でスクールカウンセラーによる教育相談が可能となるよう体制の整備を図っているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員〓当然取るべき施策についてはやっていたというふうに思うわけでありませけれども、それでもなかなか子供たちのそういった嫌な思いというのが全くなならない状況というのは、なかなか難しい課題だと思います。

そういった課題に対応していく上で、教育委員会としてどのようなことが課題と考えているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長〓近年、SNS上での児童生徒同士のやり取りが増えたことで、オンライン空間でのいじめが増加傾向となっております。また、仲間外しや無視を行うなどいじめが表面化しにくく、教職員が実態を把握しづらい状況となっていることを危惧しております。そのため、いじめをいかに早期に見、認知するか、また、児童生徒がいかにいじめを訴える声を上げやすくするかということがまず一つ目の課題であるというふうに捉えております。

また、いじめの兆候を把握していた教職員はいたものの、なかなか事態が改善に至らず、児童生徒が転校などに至ってしまうケースがございます。

事案を把握した段階で、関係児童生徒の状況を丁寧を確認し、複数の教職員が連携して、速やかに必要な支援や指導を行うなど、組織的でスピード感のある対応をいかに行っていくかという点が二つ目の課題というふうに捉えており

ます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ当然クラス、例えば、教室内でいじめがあるといった事案があったことを非難するのではなくて、早期に発見していかに解決していくかという、そういった取組が今しつかり行われているというふうに思っております。ただ、そういう中でも、どうしても、例えば保護者であったり、地域であったり、そういった等の思いもあって、先生が一人で抱え込むようなことはあってはならない、非常に心配するところであります。しつかりと現在取り組んでおられる、共有していただいて、学校として取り組んでいただくということが大事だろうというふうに思うわけがあります。

早期発見をしつかり取り組んでいただいて、やってもらわなきゃならないんですけれども、やっぱり子供たちに未然の防止ですよね。そういう嫌なことをやっちゃいけないんだという、そういうたとえをしつかりと表現、難しいんですけれども、頭に植え付けるといいますか、やっちゃいけないことはやっちゃいけないんだと。自分が嫌なことは当然やっちゃいけないんだという、そういう当たり前のことをしつかりと教えていくことが大事だろうと思うんですね。そういう未然の防止の部分で、何か取組があれば教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

未然の防止、いわゆる早期発見ですね、そういった等については今把握されてあると思うんですね。でも、そういう道徳教育といいたほうがいいか、そういった倫理の教育といいたほうがいいか、そういう嫌なことをしっちゃいけないんだということを子供たちに教えていく、こういった取組をされているのかをお尋ねしたいんですけれども。

○高山生徒支援室長Ⅱいじめの未然防止の取組につきましては、人権教育の観点から児童生徒の自己肯定感を育み、他者を尊重する態度の育成を図っていく

必要があると考えております。

そのためには、多様性に配慮することや対等で自由な人間関係を築くこと、自己信頼感を育むこと、困ったときに自分から周囲に助けを求める行動を促すことに留意しながら、全ての児童生徒にとつて安全で安心な学校づくり、学級づくりを目指すことが大切となっております。

先ほど申しましたけれども、児童会や生徒会を中心にいじめの問題を自らのこととして考えさせたり、いじめ防止のための啓発活動を実施したりするなど、子供たち自身が主体的に考え、取り組むことで、いじめが起りづらい学校風土が形成されると考えております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱそのところ、もちろん重大事態は絶対あっちゃいけないし、そういうものを早期に未然に防ぐということが大事ですけれども、併せて未然に防ぐと、そういうそもそも論の、重大事態につながるいじめが起らないようにすると、そういう学校の環境をつくっていく、いかに心理的安全性の高い教室をつくっていくかということの方が大事だと思うので、ここは先生方も多忙の中大変だと思うんですけれども、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

自己肯定感、つまり自分を大事にするということは相手を大事にするということと同意義ですので、同じことですので、このところをしつかり教える。

先ほど司馬遼太郎さんを私が好きなので引用させていただきましたけれども、やっぱりいたわる気持ちはどこから生まれるかというと、例えば、目の前で友達が転んだときに膝をすりむいた、ああ、痛いだろうなと思う気持ち、これは自分が膝をすりむいたことがなかったら、なかなかその気持ちは分からないですよね。でも、やっぱり生きていく中で、何らかのけがとか病気だったり、痛みというのは経験をしている。そうすると、同じけがではなくても、自分が

経験したところからそういった思いやる気持ちというのは育まれていくんだろ
うなと思うんですね。そういう想像力、そういったのをしっかりと育ててい
ていただきたいなというふうに思います。そうやって思いやりのある学校、教
室、それがひいては地域につながっていくと思うので、ぜひ思いやりのある社
会というものにつなげていっていただきたいというふうに思います。

なかなかいじめをなくすというのは大きな課題であろうかと思えます。今後
の取組についてお尋ねをいたします。

これは知事部局のほうにお尋ねいたしますけれども、いじめに向き合う佐賀
県の発信事業として、県では令和八年度当初予算で「子育てし大県」が「
」の取組の一環として、いじめに向き合う佐賀県発信事業に取り組みうと提案さ
れていきます。

その目的と内容について、この際お尋ねをいたします。

○千綿こども未来課長 県内のいじめの認知件数が増加傾向にある中、いじめ
を学校現場だけの問題として捉えるのではなく、子供が安心して成長できる環
境づくりを進めていくため、県全体の問題として考えていくことが大切だと考
えております。

県では、先ほど議員が言われた、人の痛みやつらさが分かり、高い志と佐賀
への誇り、優しさを持った骨太の子供を育むため、「子育てし大県」が「
」に取り組みしております。その一環として、いじめが起こらない環境の醸成に取
り組むものです。

いじめの問題に向き合うには、いじめる側だけでなく、いじめを受ける側や
周囲の子供たちへの対応も重要であり、子供一人一人が自分の言葉や行動を見
詰め直す機会となるような意識啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、取組の内容としては、いじめ防止を啓発するための動画を制作し、学
校現場などで活用するとともに、SNSなどで広く発信します。動画は主に中

学生や高校生をターゲットにし、県内トップアスリートをはじめ、様々な分野
で活躍する人々が子供たちに向けたメッセージを届ける内容とすることを想定
しております。県内の子供たちに身近な存在でもあるアスリートの方々などが、
自分自身の思いや中学生、高校生の声を代弁する形で呼びかけを行っていただ
くことで、子供たちの心により届く内容にしていきたいと考えております。

動画の活用方法としては、YouTubeなど、中学生や高校生が日常的に利
用するSNSで配信するほか、教育委員会とも連携しながら、道徳の授業や
ホームルームなど、学校現場でも活用する予定としております。

より多くの子供たちにこの動画を届け、それを見た子供たちがいじめのこと
を自ら考え、行動につなげていくよう促してまいりたいと思えます。

子供たち一人一人が自分のことも周りのことを大切に、そういう思いを
持つて、互いの違いを認め合い、困っている誰かの力になりたいと自然に思え
る、そんな共感と温かさを広げ、いじめが起こらない環境の醸成に努めてまい
ります。

以上でございます。

○藤崎委員 ありがとうございます。

非常にすばらしい取組だと思えます。どうしても子供たちのいじめという
教育委員会のほうをただす傾向にあるかと思うんですけども、佐賀県全体
で取り組んでいくという強い姿勢を示すというのは本当にすばらしいことだと
いうふうに思います。

そういった取組が自分事として考えるきっかけにもなるし、振り返ってみて、
いろんなことが今、正されていく世の中になったなというに思っています。例
えば、交通安全面という飲酒運転、今ももちろん壊滅できていませんけれど
も、大変大きな問題でありますけれども、しかし、三十年前、四十年前と比べ
れば、圧倒的に飲酒運転は減ったというふうに感じております。その要因とし

て、やはり飲酒運転をすることは、もちろん悪いことは三十年前、四十年前も分かっていたんですけども、本当にいけないこと、恥ずかしいこと、自分自身の人格を自ら否定するような、そういう本当に恥ずかしいことだと、やってはいけないことだということを強く認識しているからだと思うんですね。そういった社会の風潮といいますか、いい意味で、そういったのがしつかりとみんなに伝わっているからこそ、飲酒運転は絶対にやらないということを強く意識しているというふうに思います。

また、ハラスメント、パワハラ等も一緒ですけども、話をしていると、ついつい、声を荒らげたり、机をたたいたりというのは、これまた二十年前、三十年前は多かったと思います。特に執行部の皆さん、そういう経験をされた方も多いかと思えます。しかし、いろんな地域住民の方、議会も偉そうに言えないかもしれませんが、要は地域住民の方と皆さんがいろんな話をしていく中で、そういう思いに至ったこともあるかと思えます。しかし、今圧倒的に少なくなつたというふうに私は感じています。これもまた、そういうハラスメント、パワハラ等が本当にいけないことなんだ、恥ずかしいことなんだということをみんなが認識できたからだと思うんですね。

同じように、いじめに対してもいけないということはみんな分かっている。でも、本当に恥ずかしいことなんだ、そういうことをする自分は本当に恥ずかしいことなんだということを強くみんなが意識するというのが、子供たちも含め、大人もそうですけれども、相手に嫌な思いをさせない、いじめをしないということにつながるというふうに思っていますので、みんなで取り組むことが非常に大事だというふうに思っております。この事業に期待しておりますので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思っております。

それでは、いじめの最後でありますけれども、教育委員会の取組についてであります。

学校現場は本当に変だと思えます。そういう中で、このいじめの対策にも頑張つて取り組んでいただかなければならない。そういう中で、教育委員会としてどのように今後取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長 教育委員会といたしましては、これまで述べた課題を踏まえまして、いじめの早期発見といじめの認知後の迅速な対応をさらに強化してまいります。

まず、早期発見と積極的な認知の徹底を図るために、今後も研修を通じた教職員の観察力の向上やアンケート、教育相談の充実に取り組みまして、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制づくりを進めてまいります。

また、教育相談体制の充実につきましては、スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、教職員が早期把握につなげられるよう支援してまいります。

あわせて、児童生徒を対象とした相談窓口の充実を図るとともに、広く周知を行いまして、悩みを抱えている児童生徒が気軽に相談できるような環境の整備に努めたいと考えております。

さらに、いじめを認知した際には、事案が重篤化しないよう、学校が組織として迅速かつ的確に初期対応を行うことを徹底し、教育委員会としても必要な助言や支援を速やかに行つてまいります。

加えて、いじめ対応においては、保護者の説明が不十分であると事態が深刻化するという例もあることを踏まえまして、状況や対応方針について、学校が丁寧にかつ誠実に説明し、理解と協力を得ながら、児童生徒の安全を確保できるように支援してまいります。

繰り返しになりますが、いじめの未然防止につきましては、人権教育を中心とした教育活動が基本となると考えております。日常の教育活動の中で児童生徒が人権意識を高め、自身を肯定した上で、他人との違いを認め、共に

尊重し合えるような人間関係づくりを行っていくことが大切と考えております。今後も知事部局とも連携しながら、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができる、そんな子供たちの育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ専門的な知見に基づいてやるべきことというのはしっかりと整理されているというふうに思います。あとはそれをいかに実行していくか。そうすると、このマンパワーというのは、これは現実的な課題として、教育現場あるうかと思うので、あわせて体制づくりにも力を入れてやって頑張っていたきたいというふうに思います。

では、次に不登校についての質問をさせていただきます。

不登校でやはり一番大きな課題というのは、もちろん精神的な部分等々ありますけれども、子供にとっては学習の機会の喪失というのが心配としてあるわけです。いかに身につけるべき学習ができる機会をつくっていくかということが大事だというふうに思っております。

そこで、何点かお尋ねをいたします。

初めに、いじめ同様に不登校の定義についてお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ文部科学省の調査によりますと、不登校の定義は、年度間に三十日以上欠席した者のうち何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者で、病気や経済的な理由による者を除いたものとなっております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ三十日という数字もあって、また、したくてもできない等々あって、そういうふうに線は引いてあるんですけれども、やっぱり把握できない部分もあるかと思うんですね。例えば、学校に行って、私なんかも実はそうだったんですけれども、ちよくちよく保健室に行っていました。だから、もち

ろん不登校とは違うんですけれども、そういったこともあるし、また、三十日は行っていたとしても、本当の意味での授業が受けられない等もあるかと思うので、なかなかこの不登校の定義についても課題はあろうかと思っております。

その不登校の児童生徒数についてでありますけれども、令和六年度の県内の小学校、中学校、高等学校の不登校児童生徒の数は何人なのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ令和六年度の県内の国公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、小学校八百五十八人、中学校千三百七十人、高等学校四百六十五人となっております。令和五年度と比較して、小学校では増加、中学校、高等学校では減少しております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ中学校、高等学校は減少ということで、そこはいいとして、小学校が増えているというのは心配なところがあります。

それでは、不登校の要因についてであります。どのような要因で不登校になっているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ文部科学省の調査によりますと、令和六年度については、小・中・高等学校いずれにおいても無気力、不安の割合が最も高く、次いで生活リズムの乱れ、遊び、非行の割合が高くなっております。

不登校の要因については、児童生徒一人一人で異なり、単一ではない複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多いものと捉えております。例えば、生活リズムの乱れが不登校のきっかけであっても、その背景には友人間のトラブルや学業不振などが影響している場合もありまして、要因を単純に特定することは困難と認識しております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ確かに一つの問題じゃなくて、いろんな要因があつてということでもあろうかと思うので、なかなか難しい課題だというふうに思っております。それでは、不登校の課題についてでありますけれども、不登校について、教育委員会としてどのようなことが課題というふうに考えているのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱ不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものであり、近年、不登校児童生徒数が全体としては増加傾向にあるということについては、全ての児童生徒に学習機会を保障するという観点から重要な教育課題の一つと捉えております。

現在のように増加してきた要因については一概には申し上げられませんけれども、保護者や社会一般において無理して登校しなくてもよいという意識が浸透してきたことや、コロナ禍による生活環境の変化が心理的な影響を及ぼした側面もあつたのではないかと推察をしております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱコロナは、本当に社会に与えた影響というのは相当大きなものがあるというふうに思うわけであります。これについては、しっかりとまた検証等を行つて、今後の施策に生かしていく必要があるかというふうに思います。不登校の課題について、要因はいろいろあるということでありましたけれども、やっぱり学ぶ機会、その担保をいかに取つておくかということが本当に大事だと思うんですね。人生を振り返ったときに、それはいろいろあるわけですから、あの頃学校に行けなかつたけれども、自分はこういう形で学ぶ機会があつて、今はこういう仕事ができているんだと。逆に学校に行かなかつたことで得られたものもあるかもしれないと思うんですね。

手前みそで大変恥ずかしいんですけども、私自身も実は高校時代、しょっちゅう休んでいました。今で言う不登校になるのかもしれないませんが、定義でいえ

ばですね。でも、それは無気力とか、そういったことではなくて、単純に行きたくなくて行かなくて、それでサボリといえば反省しているんですけども。

では、そのときに何をしていたかというところ、家で本を読んでいた。まさにその司馬遼太郎の本を読みあさっていました。あの頃読んだそういう歴史上の人物に対する崇敬の念といいますか、こういう人たちが日本をつくってくれたんだとか、この人たちのおかげで今があるんだとか、そういったことが政治に関心を持つきっかけとなつて、今、おかげで議員という仕事をさせていたでいていふことを思えば、本当に高校時代のあの本と出会わなければいふふうに思うので、まさに何が正解か分からない。

ただ、学ぶ機会、そういう環境というのは非常に大事だと思うんですね。皆さんだ形になると、これは本当に手を差し伸べて何とかしなきゃいけないというふうに思うわけでありまして。

そういう意味で、不登校に対する現在の対策と今後の取組についてであります。

不登校に対し、教育委員会や学校では、現在どのような対策を行っているのか、また、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○高山生徒支援室長Ⅱまず、現在の対策についてですけれども、教育委員会においては、児童生徒の社会的自立に向けて不登校対策総合推進事業に取り組んでおります。不登校生徒児童一人一人の状況に応じた段階的な支援を行っているところでございます。

まず、教室には入れないけれども、校内の別室には登校できる児童生徒に対しては、学校に設置する校内教育支援センターで支援を受けられるよう学校支援員を配置する市町教育委員会へ補助を行っております。

学校には足が向かないけれども、学校以外の施設には通うことができる、そのような児童生徒に対しましては、県の教育支援センター「しいの木」を設置

し、支援を行うとともに、「しいの木」に配置した不登校対応コーディネーターが市町が設置した教育支援センターへの助言を行う体制を構築しております。

家から出ることが難しい児童生徒に対しては、訪問支援のノウハウを有する民間団体と協働しまして、自宅訪問による学習支援やカウンセリングを実施しているところです。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しまして、教育相談体制の充実を図っているところです。

さらに、不登校児童生徒の保護者への支援も非常に重要なことであると考えております。相談窓口や関係機関を掲載した「保護者のための不登校対応支援ガイド」というものを作成、配付いたしまして、家庭の不安に寄り添う体制を整えているところでございます。

学校においては、日頃から児童生徒の様子を注意深く見守り、声かけや校内での情報共有を行っているほか、欠席が続き始めた初期の段階から家庭訪問やケース会議等を実施いたしまして、欠席の理由や背景、児童生徒の状態を把握した上で状況に応じた対応を行っております。

具体的には、別室、校内教育支援センターへの登校を促したり、不安や悩みを抱える児童生徒にはスクールカウンセラーによるカウンセリングを勧めたり、教育支援センターやフリースクール等の利用がある場合にはこれらの施設と連携するなど、社会的自立に向けた支援を行っているところでございます。

次に、今後の取組についてです。

佐賀県では、学校内外の機関等において相談支援を受けた不登校児童生徒の割合が八割以上と、これは全国平均の約六割を上回る状況となっております。

これは先ほど御説明した不登校対策総合推進事業による成果と捉えておりますけれども、しかし、二割の児童生徒は依然として学校内外の機関等において相談支援を受けていない状況でございます。今後も市町教育委員会や関係機関と

もしつかり連携を図りながら、児童一人一人に寄り添ったさらなる支援の充実に向けてまいります。

以上でございます。

○藤崎委員 〓 答弁を聞くと非常に安心できます。今言われた二割の部分にもしっかりと寄り添っていただきたいというふうに思います。

本当に学校現場でもちろんきちつと対応していただいているというふうに思いますけれども、一方で、やはり国のほうでしっかりと予算づけして対応してもらわなければならないことも多岐にわたっていると思います。例えば、フリースクールへの支援であったりとか、どうしても予算的な部分で厳しいというふうな話も聞くので、そういったことに対しても引き続き力を入れていただきたいというふうに思うわけでありませう。

そして、大事なことは、やはり先ほども言っていたように寄り添う姿勢、体制だということに思うんですね。この間言われている、あまりにも学校の先生たちが多忙過ぎると、そして、一つ一つの事案が深くなっているということで、本場に現場は大変だと思えます。そういった環境をいかに改善していくか。

これもちよつと自分ごとで、あまり自分のことを人前で話しちゃいかんというふうに思うんですけれども、小学校一年生のときに大きな交通事故に遭いまして、学校に行けない期間がありました。当然、学校の授業は遅れているわけでありませうから、その後、三カ月だったかな、四カ月かして学校に行つて、もちろん全然分からないわけですね、算数とか。小学校一年生のときでした。九九とかも全然分からないわけです。そういうときに、授業が終わった後に当時の担任の先生が放課後残っていたらいて、そして、算数とか、そういったのを教えていただきました。

教えている私の周りを同級生の児童が囲んで、一緒になってわいわい言いながら、こうだよ、ああだよと言いながら、それが痛切に私、今も覚えておりま

すけれども、やっぱりあのときに私は学校の先生に対する印象といいますか、イメージというものが完全に出来上がりました。つまり、本当に学校の先生ってすごいなど。自分のためにこうやってしてくれるんだという本当に感謝の気持ちを持ちました。

だから、今も当然ですけれども、やはり先生というのは学校の先生とお医者さんなんだというふうにつくづく思っておりますけれども、でも、そういったことができる環境というのは、逆に言うと、もちろん先生は当時も大変だったと思います。でも、そういう環境が本当にできるといことが、実は一人の子供を、やはりそこで学校の授業についていけなかったらどんどん学校に行くのが嫌になったろうと思うんですね。

そういった意味では学習力を高めていくことも併せて大事だというふうな思うから、学校の先生というのは本当に大事だなどというふうな思うので、ちょっと御紹介をさせていただきました。

学校の教育現場のそういった体制にもぜひ力を引き続き入れていっていただきたいというふうに思います。

では、最後の問いでありますけれども、児童虐待について質問をいたします。以前もこの文教厚生常任委員会ときには質問をさせていただきました。この児童虐待というのは、これほど胸を痛めることはない。事件が全国で報道されるたびに本当に胸を締めつけられる。そういう悲しい事案というものが、事件というものが起きております。そういったことを踏まえて、やはりこの児童虐待については未然に防ぎ、そして、子供たちの健康と命を守ることによって引き続き強く取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。そういった気持ちから再度質問させていただきます。

県内の児童虐待の発生状況についてであります。発生件数の推移について、児童相談所が対応した児童虐待相談の件数の推移はどのようになっていっているのか

お尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長 児童相談所が対応いたしました児童虐待相談対応件数の直近五年間の推移につきましては、令和二年度八百九十八件、令和三年度九百八十七件、令和四年度千八百五十五件、令和五年度千二百四十四件、令和六年度千八百七十四件となっており、令和四年度に千件を超えて以降、ほぼ同水準で推移しているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員 やはり全国的な状況と同じで、県内も増えているんだということとで非常に残念に思うんですね。ただ一方で、先ほどのいじめの事案もそうですけれども、ある意味、そういった状況が把握できているというふうにも捉えることができるかな。つまり、周りの方が通報するとか、また、そういった状況把握ができていっているというふうな見方もできるのだらうと思うんですね。この件数の内容についてでありますけれども、虐待の種別ごとの発生状況はどのようになっているのか、この際お尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長 児童虐待には四種類ありまして、令和六年度の千八百四十四件の内訳を見ますと、多い順に、心的外傷を与えるような言動を行う心理的虐待が六百八十八件で約五七％、暴行を加える身体的虐待が二百六十二件で約二四％、身の回りの世話をしない、食事を十分に与えないなどのネグレクトが百九十五件で約一八％、わいせつな行為をする、またはさせる性的虐待が九件で約一％となっております。

以上でございます。

○藤崎委員 虐待の把握にしっかりと努めておられると思うし、また、いわゆるその境界ですよね、例えば、しつけと虐待、当然これは区別をしていかなきゃならないわけでありましてけれども、なかなか難しい判断を求められることもあるかと思えます。

しかし、そこはやはり冒頭にあった、やっぱり自分がされて嫌なことは相手にしちゃいけないという基本的なところを踏まえて、子供たちに対しても、当然同じように向き合っていかなきゃならないというふうに思うわけです。その対応されている児童相談所の体制について、非常に心配に思うわけです。これだけの件数が増えているということは、それだけ出動する機会も多いかというふうに思うわけです。児童相談所の役割が非常に大事だという中で、その体制や人材確保、今あらゆる業界において、人材がなかなか確保できない。ましてや、こういう専門性が求められる職種の児童相談所では、非常に困難な状況にあるのではないかとこのように思っております。

そういった点を心配してお尋ねをいたしますけれども、児童福祉司の数についてであります。専門職である児童福祉司の人数については、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長 令和八年二月末現在の児童福祉司の数につきましては、中央児童相談所、二十八人、北部児童相談所、八人の合計三十六人となっております。ここ五年間で九人の増員を行っております。このうち直近では、令和七年九月に中央児童相談所の課長職を一人増員し、施設や市町との連携強化を図っているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員 連携のところ非常に気になっていたもので、そこをしっかりとまたやっていたための体制が充実できているというのは非常に良かったなと思います。また引き続き増員に努めて頑張ってくださいね、また、県全体としてもそこをしっかり予算を充てていかなきゃならないというふうに思うわけです。

次に、人材の確保についてであります。

官民を問わず、先ほども申したように、なかなか人材確保が難しい中で、そ

の確保についてどのように取り組んでおられるのか、この際お尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長 児童相談所には、子供の福祉に関する相談に応じ必要な支援を行う児童福祉司や、子供や保護者などに心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う児童心理司を配置しているところでございます。

県としては、こうした専門職の採用につなげるため、児童福祉司については令和六年度実施の採用試験から新たに社会福祉職の試験区分を設けまして、児童相談所に加え、本庁での企画立案など幅広い分野で活躍できる仕組みとし、職の魅力をさらに高める。児童心理司については、児童心理を学んでいる学生を実習生として受け入れるといった工夫を行いながら、人材の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員 当然、人材確保した上で、離職されないように、しっかりと定職に結びつけていかなきゃならないというふうに思うんですけれども、そして、人材の専門性についての強化についても大事だというふうに考えております。

専門性の強化については、どのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長 職員の専門性の向上を図るため、児童福祉司の任用前、任用後の研修、児童福祉司の指導教育を行うスーパーバイザー研修、所内での専門性強化の研修などの各種研修を行っております。このうち、スーパーバイザー研修を受講した職員については、児童福祉司としての一定の実務経験と専門性を有していることから、日常の業務を通じまして対応が難しい事案の対応、経験年数の短い職員へのアドバイス、業務の進捗管理などを行い、後進の指導に当たっているとところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱありがとうございます。それでは最後に、ほかの機関との連携についてお尋ねをいたします。

児童虐待の対応については、ほかの機関との連携がこれまた大事だというふうに考えております。どのように取り組んでいるのか伺います。

○野田こども家庭課長Ⅱ児童虐待においては、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が必要でありまして、委員御指摘のとおり、児童相談所と関係機関との連携は重要と認識しております。

県では、児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることを目的としまして、情報共有などについて、県、警察本部と協定を締結しまして、相互に情報提供を行っております。また、現職警察官が児童相談所に出向してもらおうことで、児童相談所と警察が緊密な連携を図り、子供の安全確保に努めているところでございます。

さらに市町や警察、保育所や学校、医療機関などで構成する要保護児童対策地域協議会において、市町ごとに情報を共有したり、支援内容を協議するなど連携を図っております。特に住民に身近な存在で、一体的に相談支援を行う市町と児童相談所の連携効果は重要なことから、児童相談所に市町支援を担当する児童福祉司を配置し、相互の連絡調整や市町への助言指導等を行っております。

今後も、市町を含めた関係機関と円滑な連携に努めながら、児童虐待の防止と対応に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ野田課長、本当にしっかりとやっていたらというふうにご感想申し上げます。

最後に申し上げたいのは、私自身、今の日本、そして、この佐賀の一番大きな問題は、いわゆる多死社会だということふうに思っております。団塊の世代が七

十五歳以上になっていく中で、これからは当然、生まれてくれば、いつか亡くなるわけでありまして、これから多くの方が亡くなっていく、これまでの日本を、地域を、佐賀を引っ張っていかざるを得なかった方々が本当に多くこれから亡くなっていく中で、いろんな思いやスキル、そういったものをいかに次へつなげていくかということ、これが一番大きな課題だというふうに思っております。

私たちがやはり大事にしなきゃならないのは、未来を担う子供たちだと思います。いじめや虐待、不登校等についても質問させていただきましたけれども、本当にこの子供たちがすばらしい思い出をつくる、その子供たちが大人になつたときに、自分たちの上の世代が、大人たちが、自分たちが子供のときに本当によくしてくれたと。私が小学校一年生のときに、副島先生が本当に寄り添って問題を教えてくれた、勉強を教えてくれた、この感謝の気持ちがあるからこそ、今、私は社会貢献したいということにつながったというふうに思っております。

そういう意味で、今の子供たちが本当に感謝の気持ちを持てるような、そういった社会をつくるのが、この多死社会の中でいかに重要かということを非常に思っておりますので、そういった思いで質問させていただきました。

これで終わります。

○原田委員Ⅱおはようございます。原田でございます。今回、三問の質問を準備しておりますので、順次質問していききたいと思います。

まず、司書県さが推進事業についてであります。私は、図書館や司書の役割の重要性については以前より関心を持っており、これまで何度か質問をしております。これは私の妻が司書の資格を持っておりまして、以前、市立の中学校の図書館司書を務めていたということもあって、図書館とは第二の保健室というふうに教わったとか、生徒たちに本に興味を持ってもらうためにこんなこ

とをしているとかいうふうな話をやり取りをしていたということもあるのか分かりません。

また数年前、東京ビッグサイトの展示会で「自治体・公共Week」という展示会があるんですが、そこで図書館と地域をむすぶ協議会というところの代表の方の話を聞けたのも大変刺激になりました。

全国の先進的な取組を行っている図書館、例えば、北海道の幕別町図書館であるとか、高知県の梶原町立図書館、ここは雲の上の図書館と称されて、隈研吾さんが設計しているところなんですけれども、九州においても、都城の市立図書館、ここは町なかのショッピングモールの跡地を改装してやっているところとか、様々あるわけがあります。

協議会の代表によると、一般的な公立図書館、これは第二世代というふうに呼んでおられました。全部で第一から第五までということ、例えば、武雄の図書館とかは、本を読むためだけにじゃなくて、いろんな人が集うというようにことを目的にされているという、これを第三世代というふうに称されて、伊万里の図書館のように市民が一緒になってつくっていくというのを第四世代というふうに分類されて、一番進んでいるのが第五世代ということで、ソーシャルイノベーションを起こすという、地域を変える力を図書館が持つと、そういったところまで、今、図書館はすごく進化しているんだというようなことを熱く語っておられました。

その中で視察に行けたのが、鳥取の県立図書館など幾つかありませんが、図書館の新たな可能性に取り組んでいるという図書館行政についても、これからも知見を深めたいというふうに思っているところがあります。

そうした中、今回の知事演告の中で、令和十一年度には百十四年ぶりに佐賀県で全国図書館大会を開催すると述べられております。県内の図書館関係者にとっては、大変意義深い大会になってもらいたいなと期待をしており、国民ス

ポーツ大会2024のように一過性のものにせず、大会のレガシーを残していかなければならないとも考えております。

昨今、子供の読書離れが進んでいると指摘されておりますが、幼少期から読書の習慣を身につけることが大切だというふうに考えますし、子供たちが学校で本に触れる機会を与える学校図書館や司書の役割はとても重要だというふう

に思っております。司書の力量によって展示の工夫がなされ、子供たちの図書館に対する関心も大きく変わってくるというふうに思っております。

県はこれから「司書県さが」という名称を打ち出して事業を行っていくこととあります。これまで県は、様々な読書環境の推進事業に取り組んできておられますが、その中でも、令和二年度から「司書のつどい」と称して県内の司書に参加を呼びかけ、ネットワークづくりを目的とした取組は、司書を大切にしたいという思いが感じられる佐賀らしい取組だなというふうに感じております。

一言で司書と言っても、公共図書館で働く司書の方や学校の図書館で働く校司書がいるというふうに思いますが、「司書県さが」を進めるのであれば、この両者を対象にして県は取り組んでいくものというふうに考えております。そこで、次の質問をしたいと思います。

「司書のつどい」の取組についてでありますけれども、「司書のつどい」を始めた経緯というものをまずお知らせください。

○高井まなび課長 〓お答えいたします。

図書館司書は本の貸し出しや企画展示のほか、利用者が求める資料や情報を検索し提供するレファレンスサービスなど、その業務は多岐にわたり、図書館運営において、人と本をつなぐ大切な役割を果たしています。

佐賀県では、平成二十七年から新刊児童図書の特典購入を開始し、さらに県内各地に「こころざしスポット」を設置するなど、子供たちの読書環境づく

りに力を入れてきました。また、県立図書館と市町立図書館、大学図書館との相互貸借など、県民の皆様が本に親しむ環境づくりを進め、これらの取組は司書の皆様の活躍に支えられてきたところです。

こうした知の拠点となる図書館づくりや県民の読書環境に重要な役割を担う司書の皆さんの長年にわたる功績や優れた活動などを検証することを目的に、平成二十九年度に佐賀県公共図書館司書表彰を創設いたしました。その後、県内図書館の垣根を越え、司書同士での交流や情報交換をすることで、互いに刺激し合い、さらに活躍の場を広げ、司書のネットワークを広げていただきたいという考えから、令和二年度に「司書のつどい」を開始したところです。

以上となります。

○原田委員〓それでは、具体的な取組の例を、内容をお知らせしていただければと思います。

○高井まなび課長〓「司書のつどい」は今年度で六回目を迎えました。集いの中では、司書の活躍に光を当てた表彰式をはじめ、司書の知見を広げる講演会や知事と講師、図書館関係者との座談会を行っております。講師は直木賞作家や児童文学作家、読書セラピーの普及を図る日本読書療法学会の会長などを招きまして、司書の方々とも交流をいただいております。

集いでは、司書同士が情報交換をしやすい場づくりを心がけており、司書同士の交流会や司書が講師役となる分科会の開催、会場内には各図書館の取組やイベントを紹介する展示を行うなど、図書館の垣根を越えた司書のネットワークが広がっていくよう取り組んできました。

そのほかにも、学校がアイデアあふれる企画で図書活動に取り組む、「スクール読書チャレンジ運動」の最優秀校の表彰式を実施し、学校図書館の活動も多くの方々を知っていただく機会としております。

参加者も年々増加し、公共図書館司書のみならず、学校図書館司書、大学図

書館司書の方々も大勢参加いただいております。今年、六回目の二月十二日の「司書のつどい」には司書及び図書館関係者合わせまして、過去最高の百三十五名の参加があったところです。

以上となります。

○原田委員〓大変盛り上がって、参加者も増えているというような印象を受けておりますけれども、参加者の声としてどういったものがあるのか、開催する大きな目的の一つであるモチベーションですね、司書のモチベーションは具体的に上がっているのか、そう感じておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○高井まなび課長〓お答えいたします。

「司書のつどい」の参加者からは、たくさん刺激を得ることができ、今後の業務にも生かせる充実した時間だった。本を届けること、読むこと、図書館の存在する意味を改めて確認できた。所属の異なる司書と会うことができ仲間がたくさんいることを知ったなど、様々な答えが寄せられており、参加者の方々のモチベーションについても、前向きな回答をいただいているというふう

に受け止めております。
また、学校図書館の関係者からもアドバイスがとても参考になった。公共図書館と学校図書館の連携についても話ができたなどの前向きなお答えをいただいているところです。

○原田委員〓非常に前向きな声が聞こえているようであります。

図書館といえば、学校もそうですけど、大体配属が一人というところが多いようなので、そういったいろんな情報が入るといったことは非常にいいことだなというふう

に今話を聞きながら思ったところでもあります。
それでは、学校司書のほうに行く前に、まず県立図書館、これは県内で最大の図書館とは思いますが、この図書館の司書の人数がどのくらいいらっしゃるって、資格等はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○高井まなび課長⇨お答えいたします。

県立図書館には現在二十六名の司書の方が配置されています。この二十六名の方全員が司書資格を有していらっしゃいます。

以上となります。

○原田委員⇨ありがとうございます。

それでは、次に学校司書の状況についてお尋ねをしたいと思います。学校司書の採用や配置状況、また任用形態についてお尋ねしたいと思います。まずは県立学校の状況についてお尋ねをいたします。

○野口教職員課長⇨県立学校については、県教育委員会において学校司書の人材募集及び選考を行っております。

また、任用形態は会計年度任用職員でございます。

配置については、夜間中学校の彩志学舎中学校及び特別支援学校を除いた全ての県立学校に一名ずつ、計三十七名の学校司書を配置しております。

学校司書は任用された学校において専任で業務に従事しております。学校図書館における図書の設定や発注、分類、蔵書管理などを行っております。

なお、学校司書のみで学校図書館の業務に従事するというのではなく、司書教諭や図書館の担当教諭等とチームを組み、連携、協力して業務に当たっているところがございます。

以上でございます。

○原田委員⇨ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、県立学校図書館に採用されている司書の方は、司書の資格はお持ちでしょうか。

○野口教職員課長⇨県立学校三十七名の学校司書のうち、司書の資格保有者は四名で全体の約一％となっております。

以上でございます。

○原田委員⇨ありがとうございます。ちょっと思ったより少ないかなというふう

うに感じたところでありますけれども、続いて、市町の図書館、市町立の学校に関して状況を同じようにお伺いしたいと思います。

○山口学校教育課長⇨まず、採用についてお答えいたします。

市町立学校については、各市町において学校司書の人材募集及び選考が行われております。

次に、配置状況ですが、令和五年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査によりますと、県内十七市町の小中義務教育学校に二百五十三名が配置されております。

任用形態については、ほとんどが会計年度任用職員となっております。

ほかの三市町につきましては、司書業務とほかの業務を兼務する職員を配置、また司書業務を事業者に委託するなどして対応しております。

いずれの場合にも、学校図書館全般の業務に従事しており、具体的には図書の貸し出し業務、教師の教材準備への協力、図書館の環境整備などを行っております。

なお、県立学校と同じく、学校司書等のみで学校図書館の業務に従事しているわけではなく、司書教諭等と連携、協力して業務に従事しております。

以上でございます。

○原田委員⇨では、同じく司書の方の資格の状況が分かればお願いしたいと思います。

○山口学校教育課長⇨今、司書の方が二百五十三名配置されておりますが、そのうち百三十一名が司書の資格を有されており、約五二％というふうになっております。

以上でございます。

○原田委員⇨ありがとうございます。

状況は少し分かりましたが、連携してやられているということでもあります。

れども、司書教諭がいらつしやるというふうに聞いていますけれども、結構、司書教諭の方も担任を持たれる方が多くて、それはそれで大変で、やっぱりリードしているのは、どうしても司書の方が中心になってやらざるを得ないというふうなことも聞いております。できるだけチームを組んで連携してやっていくことを教育委員会のほうでも声をかけてやっていたければありがたいなというふうに思います。

それでは、次に司書の教育拠点の構築ということで、今回、佐賀女子短期大学との取組を行うことよって司書のレベルアップにつなげていきたいというようなことで書いてありましたけれども、勉強会の中でも説明等々ありましたけれども、具体的にはどういふふうになっているのかお尋ねをいたします。

○高井まなび課長〓お答えいたします。

先ほどの「司書のつどい」のアンケートでは、スキルアップや専門知識など学びの機会が欲しい、司書同士の情報交換や交流の場、相談がもつと欲しいなどの声も多く寄せられておりました。また、これまで関係者へのヒアリングなどから、学びの機会へのニーズが大きいと捉え、県内で唯一司書の養成コースを持つ佐賀女子短期大学と連携しまして、司書のスキルアップを図る三つのコース、司書資格取得コース、学校司書コース、継続的まなびコース、この三つを来年度から新たに開講し、専門的な知識や実務向上への支援を行うこととしております。

このコースは、県内の図書館で働く司書の方を対象に、働きながら学びやすい環境をつくるため、パソコンを使ったオンデマンド、録画された講義を視聴する形になりますけれども、受講するように準備を進めてまいります。

また、佐賀女子短期大学内に知見・経験豊富なコーディネーターを配置しまして、受講生の受講のフォローを行うほか、図書館の現場に出向きまして支援を行うなど、きめ細かな対応を行うことを想定しております。

さらに、司書専用のポータルサイトを新たに開設いたします。これは佐賀女子短期大学で現在学生向けに使用されている授業支援サイトを活用させていただき、ここでは受講していない司書の方もアクセスできる画面も設けまして、司書業務に役立つ情報を掲載し、司書の方々の学びや司書活動を支援していきたいと考えております。

以上となります。

○原田委員〓多岐にわたる取組をやられるようでありませけれども、こうした取組によってどういった方向に司書の教育スキルの充実とか、それと教育環境、図書館の環境を持つていこうというふうに思われているのかお尋ねをしたいと思います。

○高井まなび課長〓お答えいたします。

県としましては、多くの司書の方々にこの学びの場を活用し、スキルアップにつなげてほしいと考えております。

まず、講座の充実を図るため、今後、佐賀女子短期大学内に県、図書館関係者、司書教育関係者、外部アドバイザーなどで構成する運営委員会を設置いたしまして、現場のニーズにマッチした講座を企画、運営していきます。また、司書のスキルアップを図る三つのコースに取り組んでいく中で、現場の声や司書教育関係者の方々の意見も取り入れながら、より現場のニーズに合ったものをつくっていきたくと考えております。

新たな司書教育拠点の構築により司書同士のつながりが深まり、相互に高め合い、さらなる活躍につながることで知の拠点となる図書館の運営の向上をしていきたいと考えております。

○原田委員〓県の意気込みは本当に伝わってくるんですが、こういったことに關して、例えば、県立の学校でも資格を取っている方がちょっと少ないなど、市町のほうでも半分ぐらいしかないと、こういった方々が率先して資格を

取っていくと。そうすることによって、読書をしたいというふうの子供たちに思わせていくような環境を整えることにつながるようにぜひやっていただきたいというふうに思います。

それでは、今回上がっております全国の図書館大会の佐賀県大会についてお尋ねしたいと思います。

百十四年ぶりということでありまして、今回開催するに至る経緯をお知らせいただければと思います。

○高井まなび課長Ⅱ「司書のつどい」は今年度で第六回目を迎えました。節目となる第十回、これは令和十一年度、二〇二九年度に当たりますけれども、この第十回の集いについて検討しておりますところ、全国図書館大会の主催者である公益社団法人日本図書館協会から、大会の開催の意向を確認する照会が昨年夏に佐賀県にございました。

この大会は、図書館相互の連携や図書館に関心を持つ方々の交流を深める機会として、明治三十九年から開催されている歴史ある大会であり、司書をはじめ図書館関係者の知見の共有や交流促進に大変よい機会であること、また佐賀県の取組を全国に知ってもらいよい機会となることから、「司書のつどい」第十回の節目となる令和十一年度に開催をしたいという意向を同協会に伝えたいところです。

司書のスキルアップ支援やネットワーク構築、司書に光を当てる情報発信と併せ、全国図書館大会を一つの契機とすることで、多くの県民の方々にも図書館に関心を持っていただきたいと考えて、開催を決定いたしました。

○原田委員Ⅱそれでは、具体的に全国図書館大会の内容についてお尋ねをいたします。

○高井まなび課長Ⅱ全国図書館大会は今年百十一回を迎え、これまで全国各地で開催されています。大会は、全体会、開会式、表彰式、記念講演などで構成

されます。こちらと分科会で構成されています。

分科会のテーマは、公共図書館、大学、短期大学、高専図書館、児童青少年の読書活動支援などを基本に、開催県によって多少異なりますけれども、十から十五分野と幅広く設定されています。今年度は愛媛県松山市で十月に開催され、二日間で延べ二千人の参加があったと発表されています。

三年後の佐賀大会については、これまでの大会内容を参考にしまして、今後、「司書県さが推進事業」を通して、県内公共図書館、教育委員会、学校などへ周知を行う中で、様々な関係者から御意見を伺いながら準備を進めていきたいと考えております。特に幅広い知見を有する司書の皆さんのアイデアを取り込んでいき、佐賀らしい大会内容を検討してまいりたいと考えております。

○原田委員Ⅱ図書館に佐賀県が非常に力を入れて取り組もうということは分かりましたし、ただ、県内の市町も非常に図書館に力を入れている市町と、そうではないというのはあれですけども、そこまではないように感じるようなところもあるというふうには感じていらっしゃるんですけども、ぜひともこういったことを契機に、大会の運営、参画というふうなことで市町を巻き込んだような形でぜひやっていただければなというふうに思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、大会に向けた意気込みということで部長にお尋ねしたいと思います。百十四年ぶりということ、ここはもうしっかりとした大会をつくっていかねばならないというふうな思っておられることだろうと思えますけれども、「司書のつどい」に対しても知事は毎回出席をされて司書の大切さというものをしっかり訴えられているというふう聞いていますし、また、知事はいろんな全国大会を本県で開催するに当たっても、前例を踏襲することなく、佐賀らしさを表現するということを常に言われているなど感じております。私もその点では同感であります。自らがしっかりと考えることで、それが確

たる成果につながるんだろうと思いますし、それがレガシーとなっていくんだろうというふうに思っています。

そしてもう一点でありますけれども、部長の一般質問の答弁で、司書は図書館の演出家と、また、人生のナビゲーターか、これは知事の演告でもあったのかな、すばらしい表現だというふうに共感しております。ただ、司書の処遇のことを考えると、いささか考えさせられる部分もあるのかなというふうに思っております。今すぐ改善とはいかずとも、佐賀大会の中でもしっかりと討議していただきたいというふうに思っております。会計年度の方々がほとんどというところで、来年どうなるんだろうというような思いも一方で持っておられるだろうと思います。ぜひともこの大会を契機に、そうしたことも含めて検討をしていただきたいと思います。

それでは、以上話したことを踏まえて、大会の意気込みを部長にお伺いしたいと思います。

○諸岡県民環境部長⇨私からは、まず、委員のほうから司書の処遇についてお話がありました。

県内の公共図書館の司書さん、それから、学校の司書さん、それぞれ雇用形態も様々ですし、その処遇も異なるというふうに把握しております。

そういった中、全国図書館大会、佐賀大会も開催するということもありまして、昨年十月にGM21においてこの司書をテーマに知事と市町首長さんとの意見交換をしていただいております。その際に、首長さん方のほうから、幾つか声を紹介させていただきますと、これまで司書についてあまり意を用いてこなかったけども、改めてそこはてこ入れをしたいとか、処遇について首長としてどうするのか考えていかなければならないといった話、あるいは頑張っって司書資格を取られている方もいるので、ベースアップといったことも考えていく必要がある、そういった話もございました。

県のほうでは、令和二年に司書の報酬について一部見直しを行っておりますけれども、そういったことも含めて、今後も市町などと情報共有や勉強しながら、一緒にその処遇について考えていきたいというふうに思います。

それから、議員からは、これまでのいろんな議論の中で司書の役割は重要だということ、それから、この図書館大会を一過性のものとしなないというような話もあったかと思えます。

「司書県さが推進事業」は、まさにそういったことを実現するための事業だというふうに考えております。司書の皆さんは、知的好奇心、探究心が強くて、本に魅了され、本の価値、すばらしさを誰よりも理解されている方々というふうに私も認識しております。司書の皆さんが高いスキル、そして、本に対する熱い思い、モチベーションを持って図書館で生き生きと活躍する、そうした姿の実現が、子供たちをはじめ、県民誰もが読書に親しむ、楽しむ、世界を広げる、そうした佐賀県の読書環境づくりにつながるというふうに考えております。

我々がこうした目指す姿の実現に向けたいろんな取組を行う中で、百十四年ぶりに佐賀で開催する全国図書館大会、これは司書さん自分自身のネットワークをさらに広げて、さらなるスキルアップを望む司書さんにとっても格好の機会だというふうに思っております。

佐賀らしい大会に向けた準備、そして、全国から多くの司書が集う大会を通じて、司書の皆さんには、佐賀県で司書として働いてよかった、これまで以上に図書館を盛り上げていこう、さらに多くの方に読書のすばらしさを伝えていこう、そういった思いを新たにしていただけるように、関係者一同で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○原田委員⇨部長、よろしくお願いしておきます。

それでは、二問目に移りたいというふうに思います。二問目は保健人材の確保ということで質問いたします。

佐賀県では、平成十八年に保健所と福祉事務所を統合し、保健福祉事務所を設置して以来、保健と福祉の連携は利便性向上などの成果を上げているというふうに聞いております。

このうち地域保健法に基づき設置している保健所は、地域の公共衛生の要の組織であり、その所長は原則医師でなければならないとされており、佐賀県では各保健福祉事務所の保健監が保健所の所長を務められております。近年、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害における公衆衛生の対応など、保健福祉事務所に求められる専門性は高度化しており、特にそれらの業務を統括し、職員を先導、判断する保健所長が果たす役割はますます重要となっていると思います。しかしながら、一部の保健所において保健所長に欠員が生じており、これは住民サービスの質、そして、非常時の即応力に直結する重大な課題であると考えております。

また、県中心部の広範囲を所管する佐賀中部保健所は平時有事を問わず業務負荷が大きく、このような保健所については、公衆衛生医師を複数名体制で確保、運用していくことも必要ではないかというふうに考えます。実際、九州内にも二名体制の県というものはあります。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

保健所と福祉事務所の統合の目的と効果についてですが、まずは統合について、平成十八年四月に保健所と福祉事務所を統合し、保健福祉事務所が設置をされていますが、その目的は何だったのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長 Ⅱ 多様化する県民ニーズや複合化する保健福祉ニーズに対応し、住民サービスの向上を図ることを目的に平成十八年四月に五つの保健所と三つの福祉事務所を五つの保健福祉事務所に統合再編をしております。

当時、この統合の具体的な効果として、保健・医療・福祉に係る総合的な相談対応であったりとか、児童虐待やDV、障害福祉など、保健と福祉の複合し

た問題に対して保健福祉の両面からの支援、こういったことを想定をして統合したものでございます。

○原田委員 Ⅱ これは県独自の動きなんでしょうか、それとも全国的な流れでこういう動きがあったのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長 Ⅱ 保健所と福祉事務所の統合につきましては、平成七年の地域保健法の制定や行財政改革の中で全国的に広まってきたものと認識をしております。

○原田委員 Ⅱ それでは、実際の統合ということで、県民とか職員とかからはどのような声が聞かれているのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長 Ⅱ 統合によりまして、例えば、窓口が一本化されたことによる県民の利便性の向上ですとか、保健業務と福祉業務の連携強化による支援内容の充実とか、そういった効果が出ているものと考えております。

具体的な声といたしましては、県民の皆様から、難病の申請関係で来所された際に、同時にパーキングパーミットの申請ができて助かったですとか、医療機関医療機関が行う生活保護、それから、難病、小児慢性特定疾病、これらに係る指定医療機関の各種届け出が一カ所で完結をし、利便性が向上した、そういった声が寄せられているところでございます。

また、職員からは、精神疾患を持つ生活保護受給者の方に対し、ケースワーカーと保健師の同行訪問による福祉と保健の両面からの支援が可能となったですとか、生活保護受給世帯に対する保健指導の場面で、医師や保健師から助言指導を受けることによって丁寧な支援が可能となった、そういった声が寄せられているところでございます。

それから、これは体制面での話になりますが、新型コロナウイルス対応などの特別なケースはもちろんですが、精神障害者の移送などの緊急時に所全体で柔軟な対応が可能となった、これらの声が寄せられているところでござ

います。

以上でございます。

○原田委員Ⅱ一定の利便性とか向上にはつながっていると、効果が出ているという事で理解をいたしました。

それでは、保健所の現状についてですけれども、保健所長の業務についてであります。

保健所と福祉事務所が統合され、県民の利便性の向上や保健業務と福祉業務が連携され、一定の効果が見られたということですが、一方で、統合されたといっても、法律上では保健所を設置する必要があり、その所長には原則として医師を置くということになっております。

感染症、精神保健、さらには災害時の衛生管理まで、保健所が担う業務は年々複雑さを増し、求められる専門性も高度化しておると聞いておりますが、それらの業務を統括する保健所長の業務はどのようなものかお尋ねいたします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ保健所長は、保健所全体の組織運営はもとより、感染症、疾病予防や医療、難病、精神保健等の各種委員会の運営ですとか、市町保健医療関係者への研修、それから、結核等が発生した際の検査の対象となる接触者の範囲の決定、集団感染発生時の感染源の推定や受診・入院命令といった感染拡大防止措置指導、医療機関への立入検査や指導、警察が保護した精神疾患を持つ方への受診命令等の判断、それから、県内大規模災害時に被災地を所管する保健所に設置する現地保健医療福祉調整本部での全体指揮、そういった幅広い業務を担っていただいているところがございます。

○原田委員Ⅱ今話をされましたけれども、本当に幅広い、いろんな人材育成のための講義にも出向いたりとかされているというふうにも聞いております。

次に、保健所長は医師として代わりが利かない存在でもあるわけでありまし

て、所長として責任を持って業務に当たっているというふうにも考えております。一方で、保健福祉事務所全体の責任者として保健福祉事務所長が配属されております。保健福祉事務所の中に保健所があるということですが、その中の保健所業務の決裁は誰が責任を持っているのか確認をしたいと思っております。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ先ほど委員御指摘のとおり、保健所長は医師として代わりが利かない存在であると認識をしております。このため、保健福祉事務所の処務規程において、保健福祉事務所長が定めた事項は保健所長である保健監が専決することができるというようになっております。保健所に係る業務は、保健所長が専門的な見地から責任を持って判断をし、決裁を行っているところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそうなんですよね。保健所長が決裁を最終的に持っているということで、ちよつと整理をしてみたいと思えますけれども、保健所と福祉事務所が統合されたということ、一つになったということ。統合したので、通常は一緒になったわけだから保健所と福祉事務所はなくなるはずであるわけですが、でも、ただ、法律上、保健所を設置する義務があるということ、保健福祉事務所の中に保健所がそのまま残ったというようなこと。保健福祉事務所には、所長として主に行政職の方がおられると。さらには保健福祉事務所の中に医師が保健監として、かつ副所長という形で兼務をされているということですね。さらに言うと、保健福祉事務所の中にある保健所長もこの方が兼務されるということなので、副所長と保健監と保健所長が、名前としては一人の方がされているということですね。なおかつ、その中の保健所に関する決裁に関しては、基本的に保健所長が行うということでもよろしいですね。

今ちよつと説明をしたんですけれども、保健所長は兼務で保健福祉事務所の副所長の役割を担っているということで、非常に負担が大きいのではないかと

いうふうに思っておりますけれども、そこに対してお答えをお願いしたいと思います。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ保健所長は、保健監が保健福祉事務所の副所長を兼務しているというのは、先ほどもちよっと答弁をいたしました。保健所と福祉事務所の統合の目的でもある保健と福祉の両面からの支援を行うためということでございます。この副所長兼務につきましては、日頃から広く福祉業務を全体的に担っていくということよりも、保健と福祉の連携の場面において、必要なときに医師としての専門的視点を生かしていただくというものでございます。このため、副所長兼務をしていただいているということから、日常的に大きな負担がかかっていることはないというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれでは、メインは保健所、これまで統合前の保健所の業務が主であって、それに統合したことによって生まれた幾つかの業務がプラスされたというふうな判断でいいですかね。

それでは、次に行きたいと思えます。保健所の定数と配置数についてお尋ねをしたいと思えます。

現在、保健所の公衆衛生医師の定数と配置数はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ保健所の公衆衛生医師の定数は、県内五つの保健所長のポストがございまして、合計五ポストでございます。現在、実際に配置をできているのは四名ということで、伊万里保健所の所長が欠員となっております。欠員となっている伊万里保健所につきましては、杵藤保健所の所長が兼務をして業務に当たっているとところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれでは、欠員に対する認識についてお尋ねをしたいと思います。

今お話がありましたように、現在、伊万里保健所長が欠員で、杵藤保健所の所長が兼務しているということでありました。ですが、保健所長としての責任は非常に重く、また、兼務といっても移動にかかる距離も結構あるんだろうと。三十分ぐらいかかるんじゃないかな。

このため、欠員については業務に支障を来さないように早急に解消する必要があるというふうに思いますが、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ近年、保健所に求められる専門性が一層高度化、多様化をしている中で、保健所長に欠員が生じているという現状につきましては、決して望ましい状況ではないというふうに考えております。特に感染症や災害対応など迅速な判断と指揮が求められる場面においては、現在のように兼務で補っているとはいえず、即時に対応できないおそれもございます。このため、人事部局と連携をいたしまして、早急な欠員の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱそれは取り組んでいるということでありますけれども、具体的にどのような対応を行っておられるのかお尋ねをします。

○内田健康福祉政策課長Ⅱ先ほども申し上げましたけれども、人事部局と連携をいたしまして、公衆衛生医師の確保に努めてきたところでございますが、具体的には県のホームページのほかにも厚生労働省が全国の自治体の採用情報を掲載するサイトがございますので、そういったものを活用して募集を行ったりですとか、採用後に具体的にどのような業務を行うのか、こういったものを知ってもらうための保健所の見学、それから、保健所長との意見交換、こういったものを実施しております。このほか、佐賀大学の医学部生や保健所での実習生、臨床研修医等への募集チラシによる呼びかけ、こういった取組を実施

しているところでございます。

引き続き、人事部局と連携をいたしまして、早急な欠員解消に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員Ⅱぜひとも早急な対応をお願いしたいと思います。

過去の事例で言うと、令和元年とか令和三年とか、越水がありましたよね、武雄、大町とかですね。あそここの所管は杵藤なので、そういったことが起きると緊急対応ということで、危機対応ということで一定の時間を割かれると。そういう状況の中での兼務というのかなり厳しいのではないかなというふうにも想像する。多分そのときはまだいたのかな、伊万里。そのことからしばらく兼務の時期もあったので、当時は杵藤とじゃなかったと思いますけれども、現時点でも同じような災害があるとすると、かなり厳しい状況が生まれるというふうに思いますので、それは早急に対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

続いて、保健所の体制強化についてお尋ねしたいと思います。

他県の保健所では公衆衛生医師が二名体制のところもあり、佐賀県でも業務量が多い地域、例えば、佐賀中部保健福祉事務所、こういったところでは複数名の配置として、よりよい県民サービスの提供につなげていく必要があるというふうに思っております。

県内で実際あった事例として、保健所長として勤務された医師が臨床医として地域の中核病院に戻られたことがありました。私としては、保健所長としての勤務経験を生かしながら、地域の方々が安心して医療を受けられるようこれから頑張ってもらいたいとは思っております。ただ、こうした場合、抜けられた場合ですけれども、保健所に医師が複数配置されていたとするならば、直ちにその欠員を埋めるということができたはずではないかなと

いうふうに思うところであります。

このため、現場の声を吸い上げて、保健福祉部から人事部局に対して公衆衛生医師の複数名体制をしっかりと求めていくべきじゃないかというふうに思います。これに関しては医療統括監にお尋ねをしたいと思います。

○野田医療統括監Ⅱまず、保健所長、それから、保健所の役割につきまして、深い御理解を賜っておりますことに改めて感謝申し上げます。

保健所長は、委員のおっしゃるとおり、幅広い重要な役割を担っております。したがって、まずはそのポジションに欠員が生じないように人材を確保するということが非常に大事になってまいります。また、お話にございました公衆衛生医師の複数名配置につきましても考えていかなければいけない課題だと認識しております。

その上で、基本的な方向性として申し上げますと、保健所長の将来的な定年退職などを見据えて、適性のある若手医師を早めに採用して、OJTを通じた公衆衛生医師、保健所長としての人材育成、これには本庁での感染症対応とか、それから災害対応、そして、医師確保対策などの業務の経験なども含んでいるわけですけれども、的確にその役割を果たせるよう専門性をきちんと備えたよい人材を育てるための計画的な取組が必要だと認識しております。こうした人材確保・育成サイクルができることで、規模が大きい保健所、保健福祉事務所、公衆衛生医師を複数配置しましたり、それから、保健所長の突然の退職などに対応できると考えております。

今後、このような考え方をベースに公衆衛生医師の人材確保について人事部局と必要となる調整を行い、保健所体制の強化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○原田委員Ⅱ統括監の非常に前向きな答弁に本当に安心というか、期待をする

ところでありませけれども、一般的に公衆衛生医師を目指す医師というのが少ないという中、また、臨床医と違って経験を積む場所も少ないというふうにも聞いているところでもあります。そして、臨床医からスカウトして公衆衛生医師として採用したにしても、即戦力にはなかなかならないと、やっぱり経験値を積まないといけないというふうにも聞いております。一方で、本県の公衆衛生医師のポストは少ないという状況。したがって、先ほど言われたように、数年ごとにバランスを考えながら採用しなければいけないという本当に難しいような状況にもあるということは理解をしています。

ただ、欠員が出ないように医師を確保することは非常に県民の生活を守っていく上で重要なことでありますので、例えば、先ほど言いました複数配置もそうですが、定年の延長とか、そういったことも様々な手法を考えながら、安定的に医師を確保していったきたいということをつけ加えて、この質問を終わりたいと思います。

次に、最後の質問でありますけれども、周産期医療についてお尋ねをしたいというふうに思います。

周産期医療に関する質問は、ちょうど二年前になりますが、令和六年二月定例会の一般質問で、同様の趣旨で質問をしたところでもあります。質問のきつかけとなったのは、一件の産科クリニックが閉じられたことにありました。院長とは非常に懇意にしておりましたので、日頃より一人の医師でクリニックを運営していくことの厳しさということを目の当たりにしておりました。ただ、地域の周産期医療を守っていくとの信念で続けられておりましたが、域内の出生数の減少が続いていき、もはや限界ということの判断であったというふうに聞いております。

その院長や別の産科医からの聞き取りで、医師一人体制の診療所の医師の高齢化や後継の問題などもあり、今後、県内の産科診療所の減少が避けられない

と伺い、身近にある産科診療所がなくなる地域が増えていくのではないかという危機感、一方で、県が標榜する「子育てし大県」が「」を実現するためには、若者の移住や定住を促進し、県内どこに住んでも安心して出産ができる佐賀県でなければならぬとの思いで質問をさせていただいたところであります。

県も非常に重要課題と捉えて、これまでの取組を強化されていること、また今後、様々な検討など真摯に取り組んでおられるという認識ができる答弁を二年前にいただきました。産科医の育成も含めた様々な検討や各方面との調整など、時間を要する課題であることは理解をしておりますが、この二年間の間に分娩をやめられたり、閉院を余儀なくされた診療所が幾つか出ているというふうに聞いております。思いのほか早い流れに危機感をさらに強めており、質問をすることになったということで、以下の質問に移りたいというふうに思います。

佐賀県の周産期医療体制についてであります。

本県において一般産科診療所と周産期母子医療センター等の病院で役割分担が行われているということでもありますけれども、それぞれの位置づけはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○前山医務課長 本県の周産期医療ですが、正常分娩などを一般産科診療所が担い、リスクのある分娩については周産期の専門的な医療機関が担っています。その専門的な医療機関は三つのカテゴリーがございます。一つ目は総合周産期母子医療センター、二つ目は地域周産期母子医療センター、三つ目は地域の周産期医療関連施設、こういうカテゴリーに分けられております。

一つ目の総合周産期母子医療センターは、母体または胎児におけるリスクの高い妊娠に対して行う医療ですとか、高度な新生児医療などを二十四時間体制で提供する施設でございます。国立病院機構佐賀病院を指定しております。

こちらの佐賀病院では、呼吸器管理の必要な早産時や妊娠の週数二十八週未満の早産未熟児などに対応しているところです。

二つ目の地域周産期母子医療センターは、周産期に係る比較的高度な医療行為を二十四時間体制で行うことができる施設で、佐賀大学医学部附属病院と佐賀県医療センター好生館を認定しています。佐賀大学では、週数二十八週以降三十四週までの早産未熟児や、専門的治療が必要な新生児、それと合併症妊娠などリスクの高い妊娠などへの対応を行っています。好生館は週数三十四週以降の早産未熟児などに対応しています。

三つ目の地域の周産期医療関連施設は、地域周産期母子医療センターまでには至らない、比較的高度な周産期医療を提供する施設でございます。唐津赤十字病院、それから国立病院機構嬉野医療センターを位置づけています。

これらの医療機関が機能分担し、相互に連携することによって周産期医療が提供されているところでございます。

以上でございます。

○原田委員 周産期医療センター、三つの区分けがをしているということがよく理解できました。

そんな中でありませけれども、特に一般産科の診療所が減っているというふうな認識があるわけで、過去五年間の一般産科診療所と周産期母子センター等の病院の数、この推移についてお尋ねをしたいと思えます。

○前山医務課長 過去五年間の分娩を取り扱う一般診療所、それから周産期母子医療センター等の病院の数ですけれども、こちらの公式統計としては、三年ごとの医療施設調査という、そういう調査しかございませんので、医務課独自で把握している数をお答えいたします。

五年前の令和三年度は、一般産科診療所、それと周産期母子医療センターなどの病院を合わせて二十三施設ございました。以降、令和五年度に二施設、令

和六年度に一施設、令和七年度に二施設が閉院または分娩取り扱いをやめており、現在は十八施設となっております。

なお、そのうち周産期母子医療センターなどの五つの病院の数は変わっておりません。

以上でございます。

○原田委員 ありがとうございます。

やはり徐々に減っていつているという傾向が見て取れるわけでありませけれども、この流れというのを何とかどこかで止めるといふか、変えていくといふか、何か対策をやらなきゃ本当に大きな問題になっていくのではないかなという危惧をしているところであります。

それでは、周産期医療体制の在り方の検討状況についてお尋ねをしたいと思います。

令和六年二月、二年前の一般質問の中で地域の周産期医療体制の在り方については、ベースセンターなどの分娩体制について関係者と意見交換を行っているというふうにご答弁されました。私が二年前に質問する前に県内の産科医院の方々と話したときにも、このベースセンターということ、この方向を何とかしないと、全体をカバーできないんじゃないかなという話も聞いておったところでありませけれども、その検討状況はどうなっているのかということですが、まずそのベースセンターについてどういった施設なのかということを確認したいと思えます。

○前山医務課長 まず、ベースセンターという言葉については明確な定義がありませんので、一般的には様々な意味合いで使われておりますけれども、大きくは二つに分けることができるんじゃないかというふうに考えています。

一つは、一定の地区ごとに出産する場所を集約化して、複数の産科医を配置して、正常分娩を含めた分娩を取り扱う施設、もう一つは、病院内や病院に併

設する形で、助産師が大きな役割を果たしながら正常分娩を取り扱う施設でございませう。

本県においては、令和二年度に佐賀大学と連携して課題を整理した際、バスセンターについては触れられています。また、産婦人科医の専門家から意見を聞いた際も、バスセンターに言及されておりました。いずれについても、開業産科医の高齢化や医師の働き方改革を踏まえて、バスセンターという言葉が出てきておりました、そういうことから考えますと、前者、つまり出産する場所を集約化して、複数の産科医を配置する施設という施設に近い概念というふうに認識しております。

以上でございます。

○原田委員 Ⅱ それでは、そのバスセンターですけれども、意見交換を行っているというようなことを二年前に話されているわけですけれども、検討状況、これはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○前山医務課長 Ⅱ まず、令和六年度は周産期医療協議会を開催し、産婦人科医、小児科医の専門家の委員により、周産期母子医療センターなどを含めた小児・周産期医療体制に関する意見交換を行いました。

また、令和七年度には佐賀県産婦人科医会の会長に開業産科医の高齢化などに関する問題について意見を伺いまして、その産婦人科医会と協力いたしまして、開業産科医、産科医療機関にアンケート調査を行ったところでございます。意見を聞く中で、大きな方向性としては、一定の集約が必要であろうというふうな御意見が多ございました。また、バスセンターが必要であるという御意見、あるいはセミナーシステム、これは妊婦健診を近くのクリニックで受けて、出産時は地域の拠点となる大きな病院で産む仕組みのことでございますけれども、こういった仕組みの必要性を言われる方もございました。

バスセンターやセミナーシステムのような体制は検討に値するものと

認識しておりますけれども、住民にとっては出産時に今までより遠くに行かなければならないという課題もございます。また、バスセンターあるいはセミナーシステムでは、これまでの開業医を中心とした分娩体制に比べて、より多くの人員が必要となるという課題もございます。そうしたことから、こうした体制の在り方の検討には、県内の主な産科医療機関に産婦人科医を派遣している佐賀大学産科婦人科との連携、協議が不可欠であるといった状況でございます。

以上でございます。

○原田委員 Ⅱ 様々な検討が行われているというようなことであります。

私も聞いた話なんですけれども、久留米のほうの話だと聞いたんですが、開院したいという産婦人科、診療所を大きな目の病院が買うというか、経営を引き取るといって、そこに雇われて、産科診療所は続けると。それが多分健診とかいろんなのを診て、大きなところでのというような流れだということにも思いますが、様々なことで地域から診療所がなくなってしまうような努力はされているんだなと思っておりますので、ぜひとも引き続き検討はしていただきたいと思います。

そういった中でも、やっぱり大事なものは産科医の育成と確保であるというふうに思いますので、次の質問に移りたいと思います。

周産期医療体制を安定的に維持していくためには医療機関への支援とともに、人材の育成、確保も重要と考えます。実効性のある対策を講じるためには、まずは今以上の産科医を確保する必要があるというふうに思いますけれども、どのような対策を行っておられるのかお尋ねいたします。

○前山医務課長 Ⅱ 周産期医療に係る人材確保につきましては、代表質問で知事が答弁したように、構造的な問題がございます。全国的に若手医師が産婦人科などの労働負荷の高い診療科を敬遠しがちであることと、研修が自由に

選択でき、都市部を志望する傾向にあるなどの状況にございます。

そうした構造的な課題がありながらも、今できることとして、まずは全体の医師数を増やす必要があることから、「SAGA Doctorプロジェクト」をはじめとして、佐賀大学医学部などと連携し、若手医師の育成、定着を図ってまいりました。その上で、令和六年度から産婦人科等で研修する医師を対象とした特定診療科研修資金貸与制度を新設しました。また、産婦人科医の確保に当たって鍵となる佐賀大学産科婦人科医局のリクルート活動への支援や働き方の改善に向けた支援なども実施しております。

さらに、県外の大学とも連携を強化して、県内医療機関への産婦人科医の派遣を増やしてきたところでございます。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、今後の取組についてお尋ねをしたいと思います。

今後、周産期医療を取り巻く環境はさらに厳しくなるのかなというふうに予測をしております。冒頭話した旧知の医師ですけれども、県内のある産科医にサポートとして入られ、経験値が高いので、引く手あまたではありますけれども、その病院も昨年末に閉じられたということでもあります。

ただ、一人で産科医院を運営、経営していくというのは相当厳しいんだろうなと思って、知り合いの産婦人科医にはいろんなところから声がかかっているんですね。唐津であったり、福岡の久留米市、嘉麻市であったり、来てくれ来てくれというふうな、だから、とにかく今後、今一人体制の産科医も佐賀県内にあると思いますけれども、その子供さんたちも医者にはなっているけど産科を継いでいないというところも見受けられるということなので、これは根本的に一人体制の診療所、これは多分、今やられている方は高齢になって、やめ

るまでは続けていかれるという、何というかな、信念みたいというか、義務感みたいなものでやられるのかも分かりませんが、その以降が本当に厳しいのかなというふうに思っているところであります。

本当にいろんな取組をやっておられるということは理解をしますけれども、その解決はなかなか簡単ではないというふうに思っております。難しい課題だと思えますけれども、ただ、県内どこに住んでいても安心して産ができる体制を確実に確保していかなければならないというふうに思いますので、今後どういうふうに取り組んでいかれるのかお尋ねをしたいと思います。

○前山医務課長Ⅱ委員御指摘のとおり、周産期医療体制を持続可能なものとして構築していくためには相当難しい課題があると認識しています。

まずは体制の在り方について佐賀大学をはじめとする関係者で議論し、具体的な姿を検討したいと考えています。今年一月に、唐津市、玄海町、それから伊万里市、有田町と意見交換を行いましたけれども、そうした市町とも一緒になって議論をしていきたいというふうに思います。あわせて、今ある産科診療所が急になくなることのないよう、国の補助なども活用しながら支援を行ってまいります。

周産期医療体制の確保は重要な課題と我々は認識しております。県民が安心して産がができる周産期医療提供体制の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○原田委員Ⅱありがとうございます。これは私見でありますけれども、やっぱり産科診療所というのは二十分なり三十分以内で行けるところになければならないのかなというふうに個人的には考えているわけです。月、一、二回の検診なんかもあるわけですね。それに対して一時間かけて行くというのはかなり荷になるというふうに思いますので、そうしたときに考えると、二次医療圏ごと

にしっかりと体制を組んでいく必要があるのかなというふうに思いますので、二次医療圏の中核病院、そういったところが例えば核になるようなことを考えていくとかですね。

県境になると他県にというのもあるので、有田町は比較的、早岐に四人医師を持つている病院があるとか、東のほうだと久留米市があるとか、そういったこともある。ただ、県内でも、今の時点でも四、五十分行かないと着かないというところもあるのかなというふうに思っていますので、そこはしっかりと今後検討して、全県どこに住んでも安心してお産ができる体制をぜひとも確立していただきたいということを申し添えて質問を終わりたいと思います。

○古川委員長 〓 暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開します。

午後零時二分 休憩

午後一時 開議

○池田副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○中本委員Ⅱ公明党の中本正一でございます。午後からの質問もよろしくお願いをいたします。今回、文教厚生常任委員会の所管事項につきまして大きく三つのテーマで質問をさせていただきます。執行部の皆様にはどうか明快な御答弁をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

初めに大きな項目の一つ目として、心のサポーター養成事業について質問をいたします。

本事業は、二〇二六年度当初予算に新規事業として上程をされており、心の不調で悩む人に寄り添い、話を聞くことができる心のサポーターの養成に取り組みとしています。

私の周りでも、ストレスから心身とも不調となり、休職や休学を余儀なくされた方が多くおられます。また、長期化し、家庭崩壊寸前に至ったケースも見てまいりました。

厚生労働省が三年ごとに実施をしています患者調査によると、鬱病を含む精神疾患の患者数は、二〇一七年の約四百十九万人から二〇二〇年に約六百十五万人と、三年間で約一・五倍に増加しており、コロナ禍での不安や孤独、孤立が心の不調を抱える人の増加に拍車をかけたと見られています。本県においても、精神疾患の入院患者数は減少傾向にあるものの、通院となる自立支援医療の受給者数は増加傾向にあると伺っています。

こうした中、厚生労働省では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築によって、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指して、二〇二一年度に六県二市がモ

デル地域となり心のサポーター養成事業が始まり、二〇二四年度から本格展開をされています。既に昨年十一月三十日時点の養成者数は全国で三万二百六十六人と伺っています。

本県においても、心のサポーターの養成により、精神疾患の予防や早期支援につなげることができるよう期待し、以下、順番に質問をまいります。

まず、本県が心のサポーター養成事業に取り組む背景及び目的について伺います。

精神的な悩みがある人が地域で安心して暮らすためには、精神医療や相談窓口といった地域保健の充実だけでなく、地域住民の理解や支えが欠かせないものと考えます。

そこで、本県の現状も踏まえ、今回新たに心のサポーター養成事業に取り組む背景及びその目的について伺います。

○田中障害福祉課長Ⅱ本県の実情も踏まえまして、やや長くなりますけれども、数字等を用いてお答え申し上げます。

心のサポーター養成事業は、先ほど委員が述べられましたとおり、厚生労働省が二〇二一年度から取り組んでおるものでございまして、心の不調で悩まれている御本人に寄り添い、傾聴することができる心のサポーターを養成するものでございます。

また、本県における精神疾患など患者数につきましては、こちらも先ほど委員からお話ございましたけれども、近年、入院患者数は減少傾向にあるものの、通院患者数は増加傾向にございます。具体的には令和元年度から令和四年度までの四年間におきましては、令和元年度は一万六千八百五十五人、うち入院が三千六百五十五人、通院が一万三千二百人、令和二年度が一万八千六百八十九人、うち入院が三千六百七十七人、通院が一万五千七十二人、令和三年度が一万七千六百四十五人、うち入院が三千四百九十四人、通院が一万四千五百五十

一人、そして、令和四年度が一万七千八百八十五人、うち入院が三千三百九十三人、通院が一万四千四百九十二人となっております。

こうした国が動きや県内の精神疾患のある患者数の推移などを踏まえ、県では、令和五年度に精神障害のある御本人やその御家族、精神医療従事者など意見交換会を開催いたしました。その参加者から、全ての方が当てはまるわけではないと思うが、御本人やその御家族からは、周囲からどのように思われているのか気になってしまい、暮らしづらさを感じているといったものや、地域で孤立しないためには、県民の心の不調をはじめとする精神障害に関する理解促進が重要、また、身近な人が心の不調で悩む御本人の困り事に気づき、必要なサービスにつなげることで悪化を防ぐことができる、そういった声をお聞きし、心のサポーターの必要性を強く認識したところでございます。

事業の実施に向けて、令和五年度から令和七年度の今年度にかけて、まずは心のサポーターを養成するための指導者を養成してきたところでございまして、当面の目標としておりました十五名が指導者として登録されましたことから、令和八年度から本事業を開始することとしております。

本事業は、心の不調で悩まれております御本人が希望する地域で安心して生活できる環境を整えるための取組の一環として行うものでございまして、同様の目的で二十四時間三百六十五日いつでも精神医療の相談ができる専用窓口の設置も来年度から開設することとしております。

以上でございます。

○中本委員 背景、そして、その目的について大変詳しく御答弁をいただきました。

それでは次に、心のサポーターの役割についてお伺いをいたします。

厚生労働省の資料では、心のサポーターについて、メンタルヘルスや鬱病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱え

る家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者と定義をされており、小学生からお年寄りまでが対象となると、このように示されています。

これまでも地域においては、認知症サポーターやひきこもりサポーター、また、ゲートキーパーなどの育成が進められてきましたが、県が養成する心のサポーターの役割について、どのように考えるのかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長 〓お答えいたします。

心のサポーターに求められる役割といたしましては、大きく四つございます。

一つ目は、本人のふだんとは違うサイン、これがまさに心の不調でございませけれども、ふだんとは違うサインである心の不調に気づくというのが一つ。

二つ目は、本人に対して気にかけている気持ちを伝えて声をかけるということ。

三つ目は、手を止め、本人に体を向けながら、否定せずに話を聞くということ。

そして四つ目が、強制せず、本人の気持ちを尊重し、サポート手段を伝える、勧めるというものでございます。

以上でございます。

○中本委員 今四つの役割ということで御答弁をいただきました。

次に、この対象者及び目標養成者数についてお伺いをいたしますけれども、心のサポーターには、地域で困っている人に気づく、また、職場や学校で気になる人に声をかけてみるといった取組も期待されており、日常生活の様々な場面がその活動の場になってくるものと考えます。

例えば、生活上の幅広い相談を受ける機会が多い民生委員、児童委員の方々、日頃から子供たちと接する機会の多い教育関係者の方々、また、市町の職員、自治体と様々なレベルで協定を締結している団体や民間企業など、より多くのサポーターを養成していくことが求められるものと考えます。

そこで、心のサポーター養成事業の対象についてのどのような方々に受講していただきたいと考えるかお伺いいたします。

また、国においては、本格実施となった二〇二四年から十年間で心のサポーターを全国で新たに百万人養成するといった目標を掲げられているようであります。

そこで、心のサポーターの養成者数について県ではどのような目標を掲げていく考えなのかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長 〓お答えいたします。

心のサポーター養成研修にしましては、県内の若者から高齢者まで幅広い年代の方々にぜひ受講していただきたいと考えております。具体的には、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、民生委員、児童委員や行政職員、市町の関係者、教育関係者など、日頃から心の不調に悩まれている御本人を支援する立場の方、こうした方々はもとより、それ以外の方にも身近な家族や友人、同僚近隣の方を支える存在となつていただくため、特定の世代に限定せず、幅広い世代の方に研修を受けてもらいたいと考えております。

例えば、高校生や大学生が周囲の友人や同居の家族の心の不調に気づくとか、例えば、お店の店員さんが常連のお客さんのちょっとした変化に気づいて声をかけるといったことなど、様々な場面で心のサポーターとしての活動が期待できると考えております。

また、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、国においては、二〇三三年度末、令和十五年度末までに、心のサポーターを百万人養成するということを目指されており。人口当たりに換算しますと、本県におきましては約六千二百人ということで考えておりまして、令和八年度の目標養成数を八百人と考えております。

以上でございます。

○中本委員 〓地域や世代、幅広く声をかけることによつて県として六千二百人、そして、まずは令和八年度八百人の養成を目指すということでありますので、具体的なこの事業の実施方法について伺っていきたいと思います。

先行して養成事業を開始されている自治体におきましては、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識や対応について座学や実習を通じて学び、約二十分間の研修を受講することで、心のサポーターとして認定を受けることができるようになっていきます。受講料は無料で、受講資格もありません。また、対面方式の講習だけでなく、Z o o mなどを活用したオンラインでの講習も開催されています。

また、県民向けの研修については、県だけではなく、市町との連携が必要であり、企業、団体と連携し、職域での開催といったことも考えられるのではないかと思います。

そこで、本県にとつて効果的な事業の実施方法についてのどのような検討が行われているかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長 〓お答えいたします。

より多くの方々に心のサポーター養成研修を受講していただくためには、様々な方の希望や生活スタイルに合わせた方法で研修を開催することが必要と考えております。このため、先ほどおっしゃいました対面による研修だけでなく、そういったZ o o mなどを活用したオンラインの研修はもちろんのこと、あと、平日の就業時間後や土日の開催といった時間帯とか開催曜日を工夫するといったこととか、あと、研修時間が百二十分間ということで長時間にわたりますので、六十分の研修を二日間に分けるなど、そうした開催方法の工夫も今検討しているところでございます。

あと、こうした取組以外にも職域での開催というところもございましたが、ホームページや様々な広報媒体を用いて、この研修について広く周知を行いま

して、私どもがそういった職場や学校などに直接出向いて研修を行わせていただくとか、ゆめさが大学とか老人クラブなど、そうしたところに対する出前講座などを行うことも考えていきたいと思っております。多くの方に受講していただけるよう、様々な方法を考えていきたいと思っております。

そして、あと心のサポーターの養成と併せまして、市町の保健師さんですね、こうした方々に心のサポーターのいわゆる指導者側になって活動していただければ、そうした指導者数を増やしていく取組も併せて行っていきたいと考えております。

以上です。

○中本委員 多くの方に受講していただくために様々な検討が今なされているようでありませけれども、今後事業を進めていくに当たりまして、ぜひ検討していただきたいのは、自殺防止対策として養成を進めてきましたゲートキーパーセミナー、これとの同時受講についてであります。心のサポーターとゲートキーパーの支援の対象者や役割に共通点が多いことから、同時に受講できるようにすることで双方の役割を認識し、現場でもより適切な対応が取れるようになってくるものと考えます。

福岡県では心のサポーター養成講習の際、終了後短時間で受講できるゲートキーパーセミナーを企画し、積極的に受講を呼びかけたところ、七割以上の方に受講していただき、効果が出ていらつしやると、このように伺っています。

そこで、心のサポーターとゲートキーパーセミナー、この同時受講についてのよう考えるかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長 〓お答えいたします。

ゲートキーパーは、自殺のリスクのある方に対して、気づいて声をかけて、本人の気持ちを傾聴して、必要に応じて専門機関につないで温かく寄り添うと、本人を見守るといったことをいいます。

県におきましては、平成二十年度から保健福祉事務所、あと精神保健福祉センターが中心となりまして、ゲートキーパー養成に取り組んでおりまして、ゲートキーパーは、まさに自殺対策に取り組む上で重要な役割を果たしていると考えております。

今回取り組みます心のサポーターとゲートキーパーは、両者とも悩みを抱える人に気づいて、話を聞いて支援につなぎ、見守るという点で、非常に親和性があるものと思っております。

私どもも先行して取り組まれております福岡県の動きというのは認識しております。先に心のサポーター研修を行って、その後、三十分ぐらいかけてゲートキーパーを研修されているという実態も把握しておりますので、そうした取組については当然参考にさせていただきなながら、より多くの方に参加していただけるよう、同時開催ということも当然念頭に置いて取り組んでいきたいと思っております。

○中本委員 〓ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、今後の取組についてお伺いをいたします。

この質問の前に、昨年、他県で実施されています行政講座に参加された方に、その感想を聞かせていただくことができました。緊張して参加したものの、周りの方の心の不調に気づく方法や声のかけ方、話の聞き方などを学ぶことができ、また、隣の席の方とロールプレイングを行うなど、実践的な研修内容だった。他者の心の不調だけでなく、自分自身のメンタルケアについても学ぶことができ、本当に参加してよかったと述べられています。

冒頭、私の周りでも、ストレスから心身ともに不調となり、休職を余儀なくされた方がおられるというお話をしましたが、その中の一人は自ら命を絶つという選択をされました。心の不調の早期発見や、サポートに役立つ知識や方法を習得している方がもっと身近にいてあげたならと悔やまれるところであ

ります。

心は見えない。だから聞く。誰もが心の不調を経験する時代、だからこそ、そのサインに気づける周りの人や、心の応急手当てができる人を地域や職場の中で増やしていくことは、とても大切な取組だと考えます。

そこで、県は心のサポーター養成事業にどのように取り組んでいく考えか、最後に健康福祉部長にお伺いいたします。

○種村健康福祉部長⇨お答えいたします。

委員から、誰もが心の不調を経験する時代というお話がありました。まさにそのとおりだと思います。社会全体で寛容さが薄れつつある今、心の不調というのは、心が強い弱いに関係なく、誰にでも起こり得る問題だと私も思います。私もこれまでの県庁生活、あるいは日々の生活の中で、心の不調で悩み、職場や学校を休んだりした人と何度も接してまいりました。そして、私自身も実は心の不調の入り口に立った経験もございます。四六時中、何かにおびえ、吐き気を催すといえますか、そういう状態になりました。そのときには幸いに身近な人に声をかけていただいて、相談できて、いろんな悩みを全て打ち明けることができて、何とか踏みとどまることができました。今でもその方には感謝をしています。

人は誰でも居場所、止まり木が必要です。相談できることが必要だと思えます。県では、孤独・孤立というお話がありましたけれども、昨年十二月にCSOなど百十七団体が参画する佐賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを立ち上げました。支援機関、それから、関係団体がそれぞれの分野を超えてつながりを強化して、CSOでいきますと、強みであるきめ細やかさとかアウトリーチだとか、そういったところの支援を通じまして、孤独・孤立状態の人が声を上げやすい社会づくりを目指していこうとしています。

また、課長からも答弁ありましたように、来年度は二十四時間、三百六十五

日いつでも精神医療相談ができるような夜間・休日精神医療相談窓口も設置いたします。そして、そういう相談窓口だけではなくて、身近に声をかけてくれる人がいたほうがいいと思っています。そういうことで、心のサポーター養成事業というものをやるわけですけれども、自分の周りにいる身近な人に寄り添い、話を傾聴し、必要な支援につなげることができ、そういう人をたくさん増やしていきたいと思っています。より多くの方にぜひサポーターになっていただきたいと思っています。こうした重層的な取組によって、心の不調に悩む人々に寄り添っていききたいと思っています。

それから、佐賀県は、みんながお互いの思いに寄り添い、自然に支え合う佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を推進しています。お互いを知る、認め合う、寄り添う、声をかけ合う、手伝う、こんな自然な優しさが当たり前になる。周りの人のちよつとした変化に気づき、声をかけ、悩んでいる人が自然に無理なく話せる雰囲気をつくる、そういう環境をつくっていききたいと思っています。誰もが希望する地域、場所で自分らしく輝けるよう、「人の想いに寄り添う」、人に優しい佐賀県を目指し、本事業及び関連施策に精いっぱい取り組んでまいります。

以上でございます。

○中本委員⇨大変思いがこもった御答弁をいただきました。ありがとうございます。心のサポーター養成事業、この積極的な取組をぜひ期待させていただきますというふうに思います。

次に、大きな項目の二つ目として、オストメイトへの支援について質問いたします。田中課長には引き続きよろしくお願いたします。

御存じの方も多いと思いますが、オストメイトとは、大腸や膀胱などの疾患や、事故などによって排せつ機能を損ない、腹部にストーマと呼ばれる人工肛門や人工膀胱をつけられた方です。括約筋がないため、便意や尿意を感

じたり、排せつを我慢するということはできません。そのため、便や尿をためるためのパウチという袋を腹部に装着されますが、このため排せつ物は定期的にトイレで処理をする必要があります。

パウチは衣服の下に隠れて見えず、外見では健常者と変わらないため、オストメイトの方が多機能トイレを利用すると白い目で見られることもあるなど、誤解されることも多いと伺います。

オストメイトとなることで、排せつのタイミングや排せつ管理をうまくコントロールできない、装具のもちが悪くなるため、入浴する回数や時間を制限するなど、これまでとは異なる生活様式に戸惑い、また、おいが気になり、人の多いところは避けるようになったり、外出機会が減るなど、日常生活においても様々な御苦労を抱えていらっしゃいます。

特に外出する場合は、便や尿の漏れが気になり、排せつ物の処理や装具の交換ができる便器や汚物洗浄台が整った多機能トイレが必要となるため、不安に感じることが多いというお話も伺いました。

先般、公益社団法人日本オストミー協会の佐賀県支部を訪問し、こうしたオストメイトが抱える御苦労や課題について、るるお話を聞かせていただく機会がありましたので、何点か伺っていききたいと思います。

まず、県内におけるオストメイトの状況についてお伺いいたします。

近年、大腸がんの罹患率は男性、女性とも増加傾向にあり、また、高齢化も進んでいることから、オストメイトも増加傾向にあると伺っています。正確な統計はありませんが、オストメイトは国内に二十万人以上と言われており、その多くが大腸や直腸、膀胱などの機能障害により、身体障害者手帳を所持されていると伺っています。

そこで、人工肛門や人工膀胱をつけられているオストメイトの人数や年齢構成、近年の推移など、県内におけるオストメイトの状況はどのようになってい

るのかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長〓お答えいたします。

オストメイトは、大腸や膀胱などの疾患や、事故などにより人工肛門、人工膀胱といった、いわゆるストーマを造設された方でございます。基本的に直腸・膀胱機能障害の身体障害者手帳、こちらを所持されております。

県内のオストメイトの人数でございますが、この手帳の所持者を基に毎年度末に算出しております。直近五年で見ますと、令和六年度末は千三百六十六人、令和五年度末が千三百六十二人、令和四年度末が千三百五十人、令和三年度末が千三百三十四人、令和二年度末が千三百四十一人となっております。人数といたしましては千三百五十人程度で横ばい傾向にございます。

また、オストメイトの年代につきましては、十八歳未満、十八歳以上六十五歳未満、そして、六十五歳以上といった三つの区分で集計をしております。令和六年度末では、十八歳未満が八人で全体の〇・六％、十八歳以上六十五歳未満が二百四十六人で全体の一八％、そして、六十五歳以上が千百十二人で全体の八一・四％となっております。この構成比は直近五年でほぼ変わっておりません。オストメイトの約八割以上が六十五歳以上の方となっております。

以上でございます。

○中本委員〓具体的に数字として、令和六年度末で千三百六十六人ですかね、御答弁をいただきました。

次に、そうしたオストメイトへの県の支援についてお伺いをいたしたいと思います。

公益社団法人日本オストミー協会、これは通称J〇Aと言われているようですが、人工肛門、人工膀胱の患者会として一九六九年に設立をされ、オストメイトが安心して暮らせる社会を目指す、オストメイトによるオストメイトのための全国組織の障害者団体で、佐賀県支部ではオストメイトの生活の質、

QOL向上を図ることを目的として交流会や相談会を県内各地で開催するともに、会報の発行やハンドブック、頂いてまいりましたけども、(資料を示す)こうしたオストメイトに対するハンドブック、そして、特に災害時の対応、こうしたハンドブックも自ら作成をされているようであります。オストメイトへの各種情報の提供、そして、県民への啓発活動など積極的に取り組まれています。また、昨年はがん対策部門での「佐賀さきこう表彰」を受賞されるなど、会員数は少ないものの、熱量を持って活動されており、お話を聞かせていただき、大変頭が下がる思いをしたところでもあります。

こうした規模の小さな障害者団体の存続に向けた支援の在り方ということについては、以前、当委員会の原田委員から質問があり、執行部より前向きな回答があったものと承知をいたしております。JOA佐賀県支部では、県や市町に對し、これまで様々な要望活動を行われていますが、オストメイトの日常生活を支え、生活の質の向上に向け、県ではどのような支援を行ってこられたのかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長 〓お答えいたします。

先ほど委員がおっしゃられたパンフレットを作るとか、講習会の開催、そういった重なる部分ございますが、お答えさせていただきます。

オストメイトの皆様からは、外見では状態が見えにくいけれども、日常的にストーマを装着する装具、この装具の適切な管理が必要であったり、排せつ物の処理や臭いが気になって外出が消極的になる場合があるなど、日常生活においてオストメイトならではの悩み、困り事があるということをお聞いております。こうしたこともございまして、県では、オストメイトの皆様に装具の適切な使用や日常のケアについて知っていただくとともに、お困り事の解消などを図ることを目的として、オストメイト適応訓練事業というものを平成十九年度から当事者団体でございまして日本オストミー協会佐賀県支部様に委託して実施を

させてもらっております。当事者団体にお問い合わせするところの方が大きいところかと思っております。

具体的には、装具に関する正しい知識の普及、あと使用方法、装具に関する不具合が生じた場合の対処方法を学んでいくための講習会とか、食事、入浴方法など日常生活に関することをはじめ、就学、就労、職場などにおける社会生活、あと余暇の利用などについて、当事者同士で情報共有や助言をしていただく交流会、相談会の開催なども行っております。

これらの講習会、交流会などに参加した方々の声、生の声でございますが、ストーマ装具の管理方法や装着する際の工夫を教えるもあって助かったといったものや、ストーマのことは家族にもなかなか相談しにくいので、気軽に当事者同士で相談できる場があつてありがたいといったもの、ストーマを造設して落ち込んだ時期もあつたが、ストーマ歴の長い方に大丈夫ですよと励ましていただいて前向きになれた、そうした声をいただいております。オストメイトの皆様が安心して生活できる環境づくりにもつながっているのではないかと考えております。

それに加えまして、先ほど委員がおっしゃいましたオストメイトの皆様が必ずとされております情報だとか、当事者の体験談をまとめた冊子なども作成、配布をさせていただいております。オストメイトの皆様に寄り添った支援をさせていただいております。

以上です。

○中本委員 〓本県においても、オストメイトの日常生活を支えるため、様々な支援とともに情報提供に取り組んでいるということでありましたけれども、先ほど紹介しましたように、オストメイトの皆さん、外出時には排せつ物の処理、装具の交換できる多機能トイレがどこにあるのかを確認してからお出かけされているようであります。しかし、緊急の場合もありまして、外出時の不安と

いったものはやはり大きいようであります。

本県では、「さがすたいる」によりみんなのトイレの普及にも取り組まれています。オストメイト対応トイレの場所についての情報提供をどのようになされているのかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長 県におきましては、先ほどおっしゃいましたとおり、みんなのトイレというものの取組を行っております。この取組でございますが、事業所と会社などに御協力をいただきまして、設備や広さなど誰もが利用しやすいような配慮されたトイレをどなたでもお使いいただけるようにするものでございます。

オストメイトの方をはじめ、車椅子利用者と高齢者、妊産婦、あと子供連れの方など、みんなが気軽に町へ出かけるようになることを目指して設置しているものでございます。令和八年二月末現在でございますが、このみんなのトイレは県内千三十二施設に登録をいただいております。そのうち百九十八施設がオストメイト対応の設備があるトイレとなっております。

これらの場所につきましては、当事者の方が外出時に事前に確認を行うことができませんよう、県のホームページに掲載して、あとアプリ等もございますので、そうした情報提供を行っております。また、実際のトイレには共通のマークが入ったステッカーを添付しております。利用者に分かりやすいようにさせていただきますいております。

なお、民間のウェブサイト「オストメイトJP」でございますが、こちらのほうでもオストメイト対応トイレの場所の情報が公表されております。当事者の皆様はこうした情報も参考にされながら対応いただいているということ聞いております。

以上でございます。

○中本委員 しっかりと取り組まれているようで安心をしたところであります。

次に、オストメイトの災害対応についてお伺いをいたします。

オストメイトにとって、パウチなどのストーマ装具や皮膚保護剤などの関連補助用品は日常生活を送る上で必需品であります。災害発生時に持ち出しできなかつた場合に備え、避難所においてもストーマ装具等の備蓄が必要となっております。また、避難所に装具を交換する場所がなかったり、処理に時間がかかるため、トイレに長蛇の列ができることがないよう、避難所におけるオストメイト対応トイレの整備も課題となってきたところであります。

こうしたオストメイトの災害対応についてはJOA佐賀県支部からも要望が上がっていますが、県や市町の現状についてお伺いいたします。

○田中障害福祉課長 答えいたします。

災害時の避難所の運営や避難所に必要な施設整備といった資機材の備蓄、こうしたものは、いわゆる災害対策基本法に基づきまして、一義的には市町が主体となって取り組むものでございます。現状を改めて市町に確認しましたところ、ストーマの装具そのものを備蓄している市町はございませんが、一部の市町ではストーマ周辺の皮膚を清潔に保つための洗浄剤、そうしたものやガーゼ、そうしたストーマケアに必要な物資を備蓄しているところもあるということ聞いております。具体的には鹿島市となります。

また県では、令和二年七月に備蓄用オストメイトトイレを五台購入しております。これにつきましては、各保健福祉事務所に一台ずつ備蓄しております。必要に応じて市町の避難所へ対応できるようにしております。

さらに、県と佐賀県医療機器協会、こちらのほうと災害時における医療機器等の供給に関する協定を平成二十四年四月に締結しております。ストーマ装具もこの協定の対象になっておりますので、市町からの要請があれば、関係団体への供給の要請を行えるようにしております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、オストメイトへの市町の支援についてお伺いをいたします。

市町は、日常生活用具給付等事業の事務を担当しており、身体障害者手帳の交付を受けたオストメイトは、日常生活に必要なストーマ装具などの排せつ管理支援用具について、利用者の状況等に応じて決められた給付を受けることができます。しかし、市町ごとに給付品目や給付基準額に差が生じており、また、給付基準額の見直しが長年行われていない市町も県内には多くあると伺います。

加えて、長引く物価高の影響で排せつ管理支援用具の価格が上昇しており、特にストーマ装具の多くが外国製であります。近年の円安が影響し、価格が高騰する要因にもなっていると伺っています。J O Aが令和七年に実施した生活実態調査では、八三・八%のオストメイトの給付基準額が不足しており、全国平均の不足月額額は、これは全体平均でありますけれども、三千九百二十円という結果も示されています。

ストーマ装具等は、オストメイトにとって日常生活を送る上で必要不可欠なものであり、また、生涯にわたって使い続けなければならない生活必需品でもあります。使用状況は一人一人異なり、給付基準額を超える自己負担額はオストメイトの重い経済的な負担となることから、できるだけ負担がかからないよう対応されることが望ましいと考えます。J O A佐賀県支部では、排せつ管理支援用具の給付基準額の見直しを求めて市町に要望活動を行っていますが、市町の現状はどのようになっているかお伺いいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

オストメイトの皆様がストーマに装着する装具を購入される際は、各市町が主体となりまして、障害者総合支援法に基づく国の日常生活用具給付等事業を活用して給付金を支給されております。給付の基準額、こちらは市町ごとに設定することになっておりますけれども、委員御指摘のとおり、市町によって基

準額に差がございます。

人工肛門や人工膀胱といったストーマには、大腸の疾患などが原因で造設される消化器系のストーマと膀胱の疾患などが原因で造設されます尿路系のストーマの大きく二種類がありまして、それぞれ使用する装具も異なります。日本オストミー協会佐賀県支部におかれましては、当事者が実際に利用されている装具の価格の実態を踏まえ、消化器系の装具で月額一万二千元、尿路系の装具で月額一万三千元に給付の基準額を引き上げることを市町に要望されております。

そういう中で、県内の三市町、こちらは基山町、玄海町、江北町でございますが、こちらの三町におきましては、そうした同支部からの声を受け、基準額の引き上げが行われております。一方で、それ以外の市町では、現状、消化器系の装具で月額九千元程度、尿路系の装具で月額一万一千円程度を基準額とされておりまして、同支部が要望されている金額よりも二千元から三千元程度低い状況にあります。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ今、御答弁いただきました。県内では、基山町、玄海町、そして江北町の三町でJ O A佐賀県支部が求める基準額へと見直しが行われる一方、やはり長年見直しが行われていない市町もあることから、県内でも二千元から三千元という具体的な数字を示していただきましたけれども、この給付基準額の差があることは間違いありません。

先ほどお示しいただいたように、県内のオストメイトの高齢化が進み、千三百六十六人中千百十二人が六十五歳以上ということで、その大半がいわゆる年金受給者という実態もあることから、自己負担額が少なくなるよう県、市町と協力してこれは取り組んでいくべきではないかと考えます。

そこで、実勢価格の調査や利用者から直接声を聞くなど、実態に即した給付

基準額の見直しが適切に進むよう県として市町に働きかけていただきたいと思います。えませんが、見解をお伺いいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

市町の給付の基準額を上げてほしいといった御要望につきましては、日本オストミー協会佐賀県支部から県に対しても話を直接いただいております。

装具はオストメイトの皆様が生活する上で必要なものでございますので、県としてもこのことは課題と認識しております。このためこれまで県では、各市町の給付の基準額を毎年調査し、各市町とその情報を共有して、給付の基準額の見直しが行われるよう促す取組を行ってきたところでございます。

今後、基準額の見直しを行う市町が増えますよう、全市町の障害福祉担当課長が集まります会議の場で私から直接働きかけを行うとともに、部長からも首長や担当部長へ働きかけを行うなど、様々な場面を捉えまして市町へ働きかけを行っていきたくと考えております。

また、市町が行われております装具の購入に対する給付については、先ほど申し上げましたように、国の制度を活用したものでございまして、財源の一部に国庫が充てられておりますが、現状この国庫の給付率が低いことから、国庫の給付率を引き上げるべきとの国への政策提案も継続的に行っているところでございます。

オストメイトの皆様にとって装具は日常生活を送る上でなくてはならないものであります。まさに体の一部であります。オストメイトの皆様の経済的な負担が今よりも軽減されますよう、今後もうこうした取組を通じて基準額の見直しを行う市町が増えますように、しっかりと対応していきたくと考えております。

以上です。

○中本委員Ⅱこの日常生活用具給付等事業における財政負担については、国が

二分の一、県が四分の一、そして、市町が四分の一となっておりますが、佐賀市の場合で実際には市の負担が五割を超えているという実態があります。このため佐賀市としても、国に対して必要な財源措置がされるよう、要望が行われております。これは課長が今御答弁いただいたとおりであります。

何回も言いますが、このオストメイトにとってこのストーマ装具や皮膚保護剤などの関連補助用品は、排せつを支える、なくてはならない生活必需品であります。そして、眼鏡やつえのような補助具とは違い、一瞬たりともを手放すことができない、まさに体の一部であり、排せつをつかさどる臓器の代わりとも言うことができるのではないかと思います。

同じオストメイトでも使用するストーマの種類や必要となる装具、また、関連補助用品、これは一人一人異なります。個々のオストメイトが必要とするものをきちんと使用できる環境を整え、トラブルが回避できるレベルの装具の交換、心配することなく関連補助用品を使用できるよう、県の一層の御努力をぜひ求めたいと思いますが、この問題の解決に向けた障害福祉課長の決意といえますか、思いをもう一度聞かせてください。

○田中障害福祉課長Ⅱ答えいたします。

まずもって県におきましては、やはりいかに市町において基準額を上げていただけるかというところを伝えていくというのがまず基本になると思っております。そうしたことを実効性のあるようにするための一つの策として、例えばですけども、担当課長が集まるような場に当事者に来ていただいて、当事者の生の声、あと、実態というのを直接話していただくような場、いわゆる私ごととして本当に捉えてもらえるような状況というのをつくっていくのも一つかなと思っております。

市町の皆さんと話しますと、やはり限られた予算の中でどこに優先度をつけていくかということで、この当事者の皆様の切実な声というのはもちろん分

かつてはいらつしやるということを認識しています。そういった中でなかなかそこを一步踏み出せないというところもあるように聞いておりますので、例えば、そういった当事者の方の生の声を直接一緒にお聞きするような場とか、そういうようなものをつくるなどして、一緒に考えていく、どうすればできるかとか、そうしたところも考えたり、あと、既に給付基準額を上げられている市町さんの声、実際上げたことによってどういう効果が生まれているのかと、例えば、マイナス面で財政的な影響があったのかなかったのかとか、そういったところもお話しいただくなど、毎回いろんなことを皆さんと情報共有しながら一緒に考えていきたいと思っております。

当事者の方の生の声というのは私自身直接を聞いておりますので、しっかりと一緒に取り組んでいきたいと思えます。

○中本委員Ⅱ課長、ありがとうございます。

各市町も本当その必要性は感じているものの、先ほど言いましたように、財政的な問題もあります。そして、この日常生活用具給付等事業、これは対象品目が佐賀市の場合で五十二品目でしたかね、やっぱりたくさん品目、じゃ、どこから手をかけるか、ここで今大変いろんな検討がされているというふうに向ってまいりますので、課長からのそうした後押しといったものをぜひ期待をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、大きな項目の三つ目として、「佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例(案)」について質問をいたします。

本条例案は、伊万里市に設置が計画されている産業廃棄物最終処分場の設置許可後に地元住民から反対意見が出てきたことを踏まえ、設置に関わる手続のプロセスなど、現行の規定を明確化し、市町長を通じて地元住民の意見がより適切に反映されるよう定められるものと伺っています。(副委員長、委員長と交代)

昨年十一月定例議会の本委員会では、条例の検討状況の報告に対して、産業廃棄物最終処分場は社会の維持に不可欠なインフラであり、制定されれば、施設の設置ができなくなるのではないかといった懸念や条例制定に当たって規制と設置のバランスが大事であり、市町や関係団体への説明をはじめ、丁寧な対応を求める指摘があったところであります。

また、県内の産業廃棄物処理業者は、廃棄物処分場の設置や県外廃棄物の県内搬入規制についてこれまで県の要綱や指導に従って適切に行い、県とも良好な関係を維持していると考えている中、事前の照会もなく、突然の規制強化とも受け取れる条例化の話に驚きとともに大変残念な思いをされてきました。

その後、関係団体である産業資源循環協会との間で協議が行われており、このたびの「佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例(案)」は、そうした経緯を踏まえて本議会に提案がなされたものと承知をいたしております。

そこで、以下順番に伺ってまいります。

まず、条例制定に至った背景や条例の目的について改めてお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ県内に計画されています産業廃棄物最終処分場の設置に係る手続の中で、そのプロセスなど現行の規定を明確化する必要が出てきました。

最終処分場は、環境面、生活面、防災面などの面で地元住民の間に様々な意見が生まれ得るものです。県が処分場の設置の可否を判断する上で地元住民の意見を踏まえることが大切であり、そうした地元住民の様々な意見を集約し、判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割であります。

今回、市町長の意見を通じて地元住民の意見がより適切に反映されるよう、条例制定により、設置に係る手続や設置後の取り扱いを明確化することとしたものです。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、本条例の概要はどのようになっていくのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ今回の条例は、これまで要綱などでルール化していましたが、廃棄物処理施設の設置に係る手続や設置後の取り扱いを明確化し、併せて監視の強化を行うものです。

施設の設置に係る手続の明確化としましては、市町長の役割として、関係地区の範囲や関係住民の意見集約を踏まえた意見の提出、事業者の役割として、施設を設置する際の事前協議の実施や関係地区への説明会の開催、施設の設置後の取り扱いの明確化と監視の強化としまして、県外産業廃棄物の県内搬入に係る手続の明確化、最終処分場の水質検査の実施及び結果の公表などを規定したものです。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、パブリックコメントについてお伺いいたします。

条例案の策定に当たっては、広く県民の意見を聞くため、パブリックコメントが実施されることになっていきます。昨年十一月二十九日から十二月二十八日にかけて実施をされた本条例案のパブリックコメントには八十件もの意見が寄せられたと伺っていますが、どのような意見が提出をされているのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ委員からお話がありましたように、県では、令和七年十一月二十九日から十二月二十八日まで、条例案についてのパブリックコメントを実施し、その結果、八十件の意見が提出されました。

主な意見としましては、事業者ではなく、第三者による生活環境影響調査の実施を求める意見、施設設置に関する関係住民からの意見の提出期限を二週間から一カ月に延長すべきという意見、市町から県への意見提出についてはどのタイミングであっても可能なかという意見、施設設置の事前協議段階から市

町への十分な情報提供とフォローをお願いする意見などが提出されたところで、

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、今御答弁いただいたように、様々な意見が提出をされていますが、今回提案されている条例案はこうしたパブリックコメントで提出された意見を反映されたものとなっているのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ今回パブリックコメントでいただいた意見は、内容を確認するといった条例案で対応できているものも多くありました。そのほか、条例案に反映すべきところは反映させた上で条例案を提案しております。なお、パブリックコメントでいただいた意見に対しては県の考え方をお示しすることとしておりまして、そうした内容も含めたパブリックコメントの実施結果につきまして今後公表することとしております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ反映されているということだったと思います。

それでは次に、具体的な条例案の中身について何点かお伺いいたします。まず、市町長の役割についてであります。

先ほど御答弁いただきましたように、本条例案は、産業廃棄物最終処分場等の設置に当たり、市町長の意見を通じて地元住民の意見が適切に反映されるよう、設置に関わる手続や設置後の取り扱いを明確化することを目的としたものであり、これまで要綱や内規で定めていたものを条例化するものでルールを見直すわけではないと説明をされてこられました。

そこで、改めて確認をさせていただきますが、処分場の設置に関わる市町長の責務について、第四条二項に「関係地区の適正な生活環境の保全が図られているかその他必要な事項について意見するものとする。」とあります。

県はこれまでも処分場の設置に関して意見照会を通じて確認した市町長の意

見を踏まえて設置の可否を判断してきましたが、意見照会する内容は、関係地区の範囲や土地利用上の規制、生活環境保全上の意見など、これまでと同様と考えてよいのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ委員からお話がありましたように、処分場の設置に関して、県はこれまでも意見照会を通じて確認した市町長の意見を踏まえ設置の可否を判断してきました。

今回の条例案では県から市町長へ求める意見内容を明確化するものでありまして、委員から御紹介いただきましたように、例えば、処分場の建設予定地における土地利用の規制、処分場の設置に伴う関係地区の範囲、生活環境の保全上の意見などをいただくこととしておりまして、これまでの内容と変わるものではありません。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそこで、確認ではありますが、処分場の設置に関わる事前協議、設置許可のプロセスでは、事業者が事前協議書を提出後、関係地区の範囲に関わる市町長の意見を聞き、関係地区の説明会を実施、そして生活環境影響調査実施の可否に関わる市町長の意見を聞いた後に、生活環境影響調査を実施し、さらに関係地区の説明会を実施するという流れになっています。

しかしながら、生活環境影響調査とは、廃棄物処理施設の設置による周辺地域への環境影響を予測、評価して対策を検討する調査のことであり、この調査の前の段階で市町長が関係地区の範囲について意見を述べるといのは難しいのではないのでしょうか。生活環境影響調査を実施しなければ、影響を受ける関係地区の範囲を客観的に示すということはできないものと考えますが、この点についてどのように考えたらよいのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ当該意見聴取ですが、地域の特性や地域間の社会的なつながりなどに詳しい基礎自治体の長である市町長の意見が重要であり

まして、そのための意見聴取となります。

なお、仮に生活環境影響調査の結果、関係地区の範囲を見直す必要が生じた場合は、その時点で範囲の見直しを行うこととしております。

ちなみに、事業者が生活環境影響調査を実施するに当たりましては、その旨を事前に関係地区にお知らせするため、事業者が説明会を行うこととしておりまして、開催に当たりましては、対象となる地区の範囲を決める必要がありますことから、調査の前に意見をいただくこととしております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ今、御答弁をいただきました。事前協議、これは設置許可のプロセスの中で大変重要なことは、生活環境影響調査で生活に影響のある地区に対策を講じる内容を科学的に評価し、それを踏まえて知事が許可、不許可を判断することだと考えますので、市町長が適切に意見を述べることができるよう、県の助言といったものを求めていると思いますので、よろしくお願いたします。

次に、県外産業廃棄物の県内搬入についてお伺いいたします。

県外産業廃棄物の搬入に関わる手続、事前協議について、第二十一条にありますが、これまでの運用と変更がないのか、改めて確認をさせていただきます。

○佐々木循環型社会推進課長Ⅱ県外産業廃棄物の県内搬入に関しまして、県はこれまで要綱や指針といった内部的に定めたルールにより手続を行ってまいりました。今回はそうした現行のルールを条例化することで明確化するものでありまして、これまでの手続と変わるものではありません。

以上でございます。

○中本委員Ⅱこれまでの手続と変更はないということであります。

そもそもこの廃棄物処理法においては、産業廃棄物については、一般廃棄物とは異なり、県外からの搬入に規制をしていないことから、事前協議そのもの

に対する廃棄物処理業者の懸念があったところでもありますので、今答弁いただいたように、これまでと同様、適切に運用に当たっていただくよう求めておきたいというふうに思います。

それでは、この質問の最後に、今後の取組について、これは県民環境部長に伺わせていただきます。

産業廃棄物の排出抑制、再生利用や適正処理の推進に向けては、県民や関係住民の皆さんはもちろん、市町や関係団体、事業者、そして産業廃棄物処理業者等、多くの皆様の御理解、御協力がなければ、前に進めていくことはできません。条例制定後の運用に当たっては、住民の不安に寄り添うことは大切であり、一方、法令に基づく適切な事業活動を妨げるようなことはあってはならないものと考えます。

環境省においても、中央環境審議会の意見具申を踏まえ、住民同意が廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを指摘して、必要な措置を講じるとともに、消費者や市民による廃棄物処理への理解を促進する重要性について指導、助言がなされています。

今回、条例制定に当たっては、パブリックコメント、そして県議会や関係団体から多様な意見をいただいているところであります。

そこで、そうした意見も踏まえ、産業廃棄物の適正処理に向けて、今後、県ではどのように取り組んでいく考えかお伺いし、最後の質問といたします。

○諸岡県民環境部長⇨産業廃棄物の処理・処分施設というのは、社会全体にとっては、これはなくてはならない施設だというふうに認識しております。また、県内の企業が安定的に事業を継続していくためにも、今後も県内に一定のそうした施設が必要というのがまず我々の基本的な認識です。

現時点では、県内の処分場の容量、当面確保できているという状況でありまして、その容量には限りがあります。そうした中ではありますが、仮に

そうした施設を設置するということになれば、それは住民の意向、理解が大切であるということから、住民の意見を集約する市町長の意見を確認しながら、丁寧に手続を行うことが必要、重要だというふうに考えております。

県では、これまでもそうした考えで対応してきたところではございますが、今回、条例によつて設置の手続を明確化し、あわせて施設の監視、ここは強化をさせていただくということにしております。そういうことを行うことによつて、地元住民の意見がより適切に反映されるといったこと、また、この条例を適正に運用することによつて住民の安心につながる、ひいては事業者にとつて、結果的により安定的な事業運営が可能となるというふうに考えております。

県としては、引き続き市町とも連携し、また事業者に対しては本条例を適切に運用するよう指導を行い、県による施設の監視もしっかり行っていくということで、産業廃棄物の適正処理の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○猪村委員⇨皆様お疲れさまでございます。睡魔とも戦っておられると思いますが、慎重審議をしてまいりたいというふうに思っておりますので、本日最後の質問どうかお付き合いくださいようお願い申し上げます。

それでは、早速、問いの一、結婚支援についてでございます。

まず、今回、タイトルをどうしようかと大変悩みました。婚活がよいのか、はたまた出会いの支援事業とかが伝わるのかなど。しかしながら、私はあえて結婚というワードを残しました。なぜなら、今議会、当初予算に「縁カウンセラーさが事業費」として九千二百五十六万六千円、約一億円にも近い多額の予算の計上があつておりました。前年度の約倍額でございます。多額の財源を投じてもなさなければならぬという事業、私は県の意気込みなるものは結婚という実績をもっと上げたい、上げるんだ、そのような思いではなからうかと、そして私自身もそうあつていただきたいとの思いで、結婚支援として質問をさ

せていただきます。

超加速度的に進む人口減少は、本県においても避けられない喫緊の課題であることは、ここにおられる皆様と同じ認識であると思っております。また、先日公表された人口動態統計の速報でも、全国の出生数は七十万人と十年連続減少している状況でございます。

こうした中、県では、これまで「子育てし大県『さが』」を掲げて、ライフステージに応じた様々な施策を進められており、出会いや結婚支援の一つとして、平成二十六年に「さが出会いサポートセンター」を設置し、出会いを希望する人と人をつなぐ取組に力を入れておられます。

県内においても、例えばですが、私が住む武雄市は平成二十二年に縁結びを目的にお結び課を設置し、一対一の対面でのお見合いにこだわり、地道に取り組みながら実績を上げていただいております。

少し御紹介をさせていただきますと、昨年度、令和六年度は一対一のお見合い組数、八百四十九組、月平均実施組数は実に七十・八組、一月に約七十一組のお見合いを実施され、カップル成立は二百八十五組。その中で御結婚された方は、会員同士では十一組、また会員さんが会員以外と御結婚されたケースが三十一人いらっしゃるとお伺いしてまいりました。

また、鳥栖市内で民間で御縁結びをされている方のところにもお伺いをし、お話を聞く機会をいただいております。民間だからこそできるノウハウをお持ちで、丁寧かつきめ細やかに登録から御結婚まで伴走されておられるお話をなどをお伺いしてまいりました。

一方で、私の身近なところでも、マッチングアプリ等のオンラインサービスを通じて結婚に結びついた方もおられ、近年では結婚に至るきっかけが非常に多様化していると感じております。

また、地元の方々からは、今の若い人たちには、出会いの場やきっかけが一

昔前に比べて不足しているかもしれないねといったような声を聞くことが多く、それは一昔前は地域活動も盛んでしたし、地元に残る人も今よりは多かったと私は理解するところでもございます。だからこそ、できるだけ自然な形で出会いの場や機会を提供することで、結婚を希望する方の背中をそっと優しく押してあげられるような取組が必要ではないだろうかと感じておるところでもございます。

こうした状況を踏まえますと、多様な出会いの場や機会を提供することが重要であり、友達同士で気軽に参加できるイベントや若年世代も参加しやすく、自然な形で交流が生まれるよう、いろいろな形で出会いのきっかけづくりを行う支援があってもいいのだと思っております。

県としても、結婚を希望する方々の思いの実現をしっかりと後押ししていただきたいと考え、次の点についてお尋ねをさせていただきます。

まず、県の認識についてでございます。

私は今議会の議案勉強会の際から、県が「縁カウンターさが事業費」などといった結婚活動事業にしっかりと予算を計上し、執行することへの思いや意義とは一体何だろうかと考えておりました。内心、武雄市においても、市民にとつて本当に必要な事業なのか、予算額はともあれ、費用対効果ばかり考えていたようにも思います。しかしながら、今回改めて様々なお話を伺う中で、私自身認識を新たにしたところがございます。

一方で、結婚、そして出産という個人の選択が尊重されるべきことを行政が介入することで、独身者や女性への社会圧のようなものが強まるのではないかというような指摘もお聞きするところでもございます。県が結婚支援を行う意義について、またどのように認識しておられるのか、まずお尋ねいたします。○千綿こども未来課長〓全国に少子化が進行しており、主な要因は未婚化、晩婚化とされております。この傾向は県内においても同様の状況です。

国の調査では、いずれ結婚するつもりと考えている未婚者は八割以上おります。その一方で、実際には未婚率は上昇し続けております。

結婚は、議員おっしゃるとおり、個人の自由意思に基づくものでありますが、そうした中でも、先ほど申しましたように、いずれ結婚するつもりと考えていらっしゃる未婚者の方が八割いる現状を考えれば、県として結婚を希望する方の願いがかなう環境づくりに取り組むことは意義があることだと考えております。

先ほど民間のお話も出ましたが、民間による結婚支援サービスがある中でも公的な信頼性の下、安心して利用できる県の結婚支援の取組は一定ニーズがあると認識しております。

このため県では、社会全体で出会いと結婚を応援する機運を高めるとともに、結婚を希望する男女の出会いの場を創出することを目的とした「さが出会いサポートセンター」による支援を中心に結婚支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○猪村委員 課長ありがとうございます。いずれ結婚したいという方が八割以上いらっしゃるということは、そこを後押しするということが、その事業をしっかりとやっていく、県としてもやっていきたいという思いが非常に伝わってまいりました。

では次に、先ほど課長の答弁からもしましたが、「さが出会いサポートセンター」のことについてお尋ねいたします。

県は、「さが出会いサポートセンター」に委託をして運営されておられますが、その運営内容についてお聞かせください。

○千綿こども未来課長 「さが出会いサポートセンター」は、平成二十六年八月に佐賀市内に開設いたしました。登録いただいた会員を対象に、マッチングシステムを活用した一対一のお見合い支援を中心に出会いの場の創出に取り組

んでおります。

センターでは、入会から成婚に至るまで会員一人一人に寄り添ったアドバイスやフォローを行い、きめ細やかな伴走支援を行っております。例えば、専門の相談員による入会時の個別カウンセリングでも、本人の意向を踏まえた婚活のアドバイスであったり、AIを活用した自身では気づかない相性のよい相手との交際の提案、また、交際成立後の定期的な状況確認や悩み相談などによるサポートなどを行っております。会員様のアンケートでも約八割が満足と回答しておられます。いつも丁寧な対応に感謝をしている、親しみやすい対応なので相談しやすいなどの声をいただいております。

センターでは、これまでも利用者のニーズを踏まえ、提供するサービスの見直しを行いながら支援を行ってまいりました。例えば、平成二十九年にセンターの立地場所を利便性のよい商業施設に移転しました。また、令和三年には、自宅でパートナーを検索できる機能をシステムに追加いたしました。さらに令和五年度には、AIによる先ほど申し上げた相性診断を導入させていただきました。そういった見直しを行ってまいりました。

このほか、会員向けに婚活テクニックやスキル、魅力アップにつながるセミナーの開催、プロカメラマンによるプロフィール写真撮影会なども実施しております。また、より身近な場所で支援が受けられるよう、月に一回、唐津市や鳥栖市においてサテライト会場を設け、出会いや結婚のサポートを行っております。

さらに、センターでは民間企業と連携した取組も行っております。例えば、県内の企業等に結婚支援サービスの情報提供などを通じて結婚を希望する社員を応援してもらう出会い結婚応援企業による機運醸成であったり、出会いの場を提供する出会い応援隊が実施する婚活イベントの情報提供なども行っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。様々に、そのとき折々に施策を打って、しっかりと事業を確立していただいている、延伸していただいていることに敬意を表します。

それと、いろいろ取組をなされておりますが、これまで事業に取り組んでこられたその成果、そういうこともお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ出会いサポートセンターが行う結婚支援の令和六年度の実績は、お見合いの実施件数が六百九十件で、そのうち交際につながった件数は二百七十八組です。結婚につながった成婚数は三十組となっております。今年度は、令和八年一月末現在で三十一組の成婚につながっており、センターを開設した平成二十六年度以降、十年余りで累計三百組を超える成婚につながっております。

公的機関が取り組んでいることで利用者の安心感につながっていることや、手厚いフォローアップにより成婚に結びついているものと認識しております。なお、先日公表された人口動態統計速報では、様々な要因が関係しているとは思いますが、佐賀県の婚姻件数は前年度から七十六件増加し、二千七百四十八件となっております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。着実に成果を出していらっしゃるようでございますが、次に、ちよつと絡めて質問をさせていただきますが、市町との連携について質問をさせていただきます。

県内二十市町、様々に取り組まれていらっしゃる所ではございますが、市町との連携も、県の取組といたしましても重要だというふうに考えていただいているようでもございます。

私も先日、武雄市の西山お結び課長との意見交換の中でも、江北町でイチゴ狩りをしながら婚活事業をされるとところに武雄市の登録者にもお声かけくださいと依頼があったりして、連携をしましたというお話をお聞きして、大変いいことだなというふうに感じたところでもございました。

県は市町とこれまでどのように連携をされてきたのか、現状をお聞かせください。よろしくお願いたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ県では、毎年、県と全市町との結婚支援推進会議を開催しております。会議では市町の結婚支援の好事例を紹介し、横展開を促すとともに、意見交換を行い、連携強化に努めているところです。ちなみに会議後、好事例を紹介したところに対してほかの市町がいろいろお尋ねしたり、そういった会議後のつながりもあっているようです。そういったことで連携強化が進められていると思っております。

また、「さが出会いサポートセンター」と市町の結婚支援窓口では、それぞれの利用者に対して互いにサービス内容を紹介しております。さらに、市町によつてはセンターへの登録を希望する方への会費を補助するなど連携に取り組んでいただいているところがございます。

また、市町とのさらなる連携強化のため、今年度は各市町を訪問し、県との連携ニーズを把握しております。市町が実施する婚活イベントを「さが出会いサポートセンター」と共催したいなどの声をいただいているところがございます。市町単独では、結婚支援、特に一対一のお見合い支援や専門的な婚活のアドバイスを行うことが難しい面もあります。県が広域的な観点で支援に取り組む意義があると考えております。

今後も、市町と連携しながら、県全体で結婚支援の機運を高めていけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。市町との連携、そして、先ほど課長からもありました市町同士で事業をして、終わった後の振り返りまでされているということをお聞きしまして、私もそこまで知りませんでしたので、本当にこの事業について熱く取り組んでいただいているんだなというふうに改めて感じさせていただいたところでもございます。

次に、課題の認識についてお尋ねをいたします。

県はこれまで、取組からどのような課題を持つておられるのか、率直にお答えください。よろしくお願ひいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ課題認識といたしましては、センターを利用する会員数がコロナ前の状況まで戻っていないこと、また、特に二十代を中心とする若い世代、若年世代の登録が伸び悩んでいることが課題と認識しております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱまさにそのとおりでございます。市町の皆様、そして、民間の事業者様におかれましても同じような意見が出ておりました。二十代の登録者数が伸び悩んでいるということ、非常にコロナ禍からの伸び悩み、そういったことも全く同じでございます。しっかりその連携をしていただいて、さらに出会いをしていただいて、それから――まず出会うこと、出会って、そして、一歩ずつ先に進んでいくこと、こういったことが私も大事だと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

この件について最後になりますけれども、少しお耳の痛いことも申すかもしれませんが、お尋ねをいたします。

県は、先ほど申された課題解決に挑まれていかなければなりません。なぜなら、冒頭申し上げた多額の予算をよりよく執行しなければならぬと私は考えております。国費や県の一般財源をこれだけ使って成果を出す覚悟や責任を私も県民や市民の皆様にお伝えをしなければなりません。今後どのように取り組

んでいかれるのかをお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ「さが出会いサポートセンター」の登録会員が増えることがマッチングの機会を増加させることにつながることから、会員増に向けた取組が重要と考えております。このため、来年度は結婚支援システムの機能拡充を行うことで登録会員の利便性向上を図ってまいります。具体的には、システム改修によるオンライン化を行うことで、これまで入会時に必須となっていた手続のためのセンターへの来所が不要になること、また、お見合い申し込みをオンライン上で二十四時間行うことができることとなります。また、来年度は県主催の婚活イベントを企画することとしており、気軽に参加できる自然な出会いの場となるようその内容を工夫してまいります。

また、国の調査では、未婚者の三割が出会いの機会がないと回答しております。また、既婚者の三人に一人は出会いのきっかけがマッチングアプリとの報道もございます。こうした現状やニーズの変化を踏まえた形で、結婚を希望している若年世代の後押しが必要と考えております。「さが出会いサポートセンター」のマッチングシステムのオンライン化を行うことは、こうした若年世代のニーズに合うものと考えております。会員登録者の増加につなげていきたいと思ひます。

結婚に対する考え方は多様化し、価値観も変化する中、県としては結婚を希望する人々の願ひがかなひ、それぞれの望む人生を送ることができることが大切だと考えております。引き続き市町、県内企業、地域団体とも連携し、結婚子育ての希望がかなう佐賀県となるよう力を入れてまいります。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ課長、るる御説明をありがとうございます。

私はこの質問を組み立てるに当たって、様々な御意見、そして、勉強させていただきました。官製婚活と言われる行政主体でこの取組を行う、そういった

ところの安心感、そして、参加のしやすさ、こういったところはあるものの、予算を幾らかけても婚姻数減少に歯止めがかけられない、十分な効果が出ていないかもしれないという分析もございます。しかしながら、国も二〇二五年度は九十三億円に上る事業費を拡大されております。

先ほど来出ておりました二十代の登録者数を増やす、それから、ニーズの変化、利便性、オンライン化、そして、二十四時間お見合いができる、そういったものでしつかりと成果を上げていただきたい。

冒頭申し上げました一億円にも上る予算を上げてこれを成就していかなければならない。そういったところの気構え、そういったところをしつかり感じさせていただく、注視をさせていただきたいというふうに思い、そして、応援もさせていただきながら、この質問は終わらせていただきます。

それでは、次の二項目めに入らせていただきます。次は、幼児の健やかな環境づくりについてでございます。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期でございます。子供たちが安心して過ごし、健やかに育つ環境を整えることは大変重要なことでございます。幼稚園や保育園は、いずれも就学前の子供たちの育ちを支えるという点では共通しております。補助制度の違いによって子供たちが過ごす環境に差が生じてしまうことにつながりはしないかという懸念も日頃から持っている一人でもございます。

先日、知人の幼稚園教諭、そして、園長先生から、幼稚園は保育所と同じ未就学児の施設であるにもかかわらず、補助に差があつて、何とか保育所と同じに引き上げてもらえないだろうかといったような話をお聞きいたしましたところでもございます。これは国の制度の問題であるとは承知しているのですが、例えば、保育所では保育補助者を雇用する際に補助があるのですが、幼稚園には同様の補助がなく、また、空調設備の整備においても保育所に比べて幼稚園の補

助率が低いなど、私はこのような補助の格差は早急に是正すべきだと考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

大きな項目の一番目、幼稚園と保育所との補助の格差についてでございます。幼稚園と保育所の補助内容に格差があることについて県はどのように認識をされているのか、まず、お尋ねをさせていただきます。

○千綿こども未来課長 幼稚園や保育所といった就学前の子供の施設は、佐賀の子供たちの健やかな成長を支えていただいている大切な場所です。子供たちのよりよい育ちにつなげていくための支援は大事なことだと考えております。しかし、施設の違いにより、国の補助制度によっては差もあるところで、いずれの施設であっても同様の支援が受けられることが望ましいと認識しております。

以上でございます。

○猪村委員 課長、ありがとうございます。共に認識は同じだということでございますが、幼稚園と保育園の補助内容についての格差は今否めないところではございますが、保育所に補助があつて幼稚園に補助がないもの、また、様々な格差があるもの、どのようなものが今存在しているのかをお尋ねいたします。○千綿こども未来課長 国の補助内容に差があるものについては、補助制度が保育所にある一方で幼稚園にはないものがございます。例えば、保育補助者の雇用に関する経費の補助であつたり、災害復旧に係る補助については、幼稚園には保育所と同様の補助が設けられておりません。

また、保育所、幼稚園ともに補助制度があるものの、幼稚園と保育所では対象範囲や事業者負担が違っているものもございます。例えば、現場の周辺の業務を支援する方の雇用に対する補助については、保育所は遊具の消毒であつたり、給食配膳や片づけ、園外活動の見守りなど、幅広い業務が対象となるもの

の、幼稚園は登園時の受け入れのみが対象とされているところでございます。

また、空調設備の整備に関する補助につきましては、事業者負担が保育所は四分の一に対して、幼稚園は三分の二と負担割合が異なる場合がございます。

以上でございます。

○猪村委員 今、皆様もお聞きしていただきましたように、このように差がございます。しかしながら、特別な支援を要する子供の場合、国の基準では二人以上存在しないといけません、佐賀県においては九州の中でも先駆けて一人目から補助をいただいているなど大変配慮していただいております。

しかしながら、昨今の事情、人件費も高騰しております。そういったところで非常に苦慮していらっしゃるというところもございますので、それぞれ御説明をいただきましたが、県は今後どのように対応していくつもりなのかをお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長 県は、これまで現場の声を聞きながら、幼稚園と保育所とで補助に差があるものについては、その差を見直すよう国に政策提案を行ってまいりました。「こども家庭庁」からは、幼稚園と保育所で支援内容の違いなど現場の声を届けてほしいとの話もいただいております。

このため県としても、国の補助制度の格差是正に向けて、保育団体の意見や保育施設の状況を聞きながら、国の政策内容に反映してきたところでございます。実際、過去に本県が政策提案したものの中には保育所と幼稚園の補助制度の格差が見直された例もございます。

例えば、先ほど話がありました、特別な配慮を必要とする子供の受け入れに伴って保育者を追加配置する場合、従来は幼稚園では対象となる子供二名以上の受け入れが条件だったものが、令和六年度から保育所同様一名でも補助の対象となりました。また、医療的ケア児の受け入れに必要な看護師を追加配置する場合、従来は幼稚園は三分の二の自己負担が必要だったものが、令和七年

度、今年度からは保育所と同様、全額補助となりました。こういった見直しが行われてきたところです。

今後、現場の声を聞きながら、その声を国に届けていきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員 課長、ありがとうございます。非常に配慮していただいております。国に提案をしていただいたり、現場の声をしっかりと聞いて政策提案につなげていただいております。

今後、ぜひこの取組を続けていただき、格差がないように、就学前の子供たちには何ら変わりはありません、なので、しっかりとそこを踏まえて取り組んでいただければありがたいというふうに思っております。

現場の先生方、そして、園長先生方も喜ばれるというふうに思っております。働きがいのある職場にさせていただくよう、どうか子供たちを中心に置いて考えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、大きな項目の二点目、熱中症対策についてでございます。

これはさきの議会でも一般質問で、県立高校、そして、特別支援学校には必要じゃないかということで、早速、先輩方も、そして、同僚議員さんの声も聞いていただいて、県立高校にはスポットクーラーなどを配置していただくようにしていただきました。教育長、本当にありがとうございます。

それでは、今回は幼稚園と保育所共通の課題として熱中症対策をまたここでも取り上げさせていただきます。

県内でも近年の猛暑は深刻さを増しております。夏場に熱中症アラートの発令が続くなど、子供たちの外遊びの機会が減少していることを大変心配をいたしております。

少しモニターを御覧ください。（モニターを示す）これは脱炭素社会推進課

からデータを頂戴いたしましたものとございます。

一九九五年、三十年ぐらい前になります、それからずっと上昇期が続いております。それから、百年辺りで、これは佐賀県の年平均の気温でございますが、一・七度上昇ということでございます。非常に右肩上がりの気温上昇、皆様方にも同一に認識をしていただきたいというふうに思っております。

それと、熱中症警戒アラートの発表日の一覧でございますが、二〇二三年から二〇二四年、二〇二五年と、倍になっております。二〇二三年から二〇二四年には倍以上ですね。それから、去年の夏はきれいに倍になっております。八月はほとんどアラートが出た放しということでございます。

子供にとって遊びは学びでございます。外遊びの減少が子供の育ちに少なからず影響を与えていることは私は大変危惧をしております。園の先生方からも猛暑で子供たちを外で遊ばせられないことがとっても残念で仕方がないですともお聞きしております。私も少なからず幼稚園に勤務しておりましたので、全く同じ思いの一人でもございます。暑い夏でも楽しく安心して子供たちが屋外で思いっきり遊べるような支援が必要だと考えます。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず一点目、猛暑による影響や県の認識についてでございます。

近年の猛暑は、県内における幼稚園や保育所の子供たちの園での活動にどのような影響を与えているのか。また、このことについて県はどのように認識をしておられるのかお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長〓子供たちには、本来、元気に伸び伸びと、また、議員が言われるように、思いっきり外遊びも経験しながら健やかに育ってほしいと思っております。

ただ、最近では最高気温が三十度以上となる真夏日が年間で百日を超える状況です。このような状況において、保育現場では、日々、子供たちの健康のこ

とを考えながら熱中症対策に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

こうした中、保育団体、施設など現場からは、猛暑の影響により園児の外遊びの機会が少なくなっているという声を聞いております。近年の猛暑により、子供たちが外遊びできる日が減っていることで、外遊びを通して仲間意識を育んだり、伸び伸びと遊び、感情を表現したりする機会が減ることになると考えております。

そうした中でも子供の熱中症対策についてはしっかりと考えていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○猪村委員〓本心に心配でございます。

私たち大人に比べて子供たちは、ちっちゃくて、地面にも近うございまして、反射熱を直接浴びるというようなこともございます。また、プールで外遊びをさせたくても、水がお湯のようになってしまつて大変な状況であるということもでございます。

次に、空調設備の設備費補助についてお尋ねいたします。

県では独自に幼稚園や保育所における空調設備の整備費補助に取り組もうとされておられます。その内容がどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長〓今議会には空調設備の整備に係る補助事業について補正予算案を提出させていただいております。

この事業は、国の物価高騰対策の重点支援交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける保育施設に対して省エネ型の空調設備の整備費用を補助するものでございます。

県独自の取組であり、従来の国による空調設備への補助では対象とならない、例えば、工費が少額のものも対象としており、事業者負担は幼稚園も保育所

も同じ四分の一としております。

今回の補助は、猛暑の中でも園児の安全・安心な生活を確保するという効果も得られると考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

課長、これは園からの御要望も含めてなんですけれども、非常に一日中、朝早くから空調をつけておりますので、劣化も相当速いということ、そして、エネルギー費というか、電力の費用もそうですけれども、非常に高騰してかかっているということもございます。そのために空調機器にリースをしたいということなんですけれども、リース費が補助対象になっていないということをお聞きしておりますので、そこらも現場とお話をしていただいて、よりよい環境をつくっていただくためにも、そういった配慮もしていただきたいというふうにお願いをさせていただいております。

それでは、次に参ります。この項目の最後です。子供の外遊びに対する支援についてお尋ねをいたします。

夏場では子供たちができるだけ屋外で遊べるような環境をつくっていくため、遮光設備など、猛暑から外遊びの中の子供を守る工夫を現場の意見を聞きながら考えていくべきではないかと私は日頃から思っているところでもございます。またモニターを少し御覧ください。(モニターを示す)これは私の地元にある保育園の施設を撮影させていただいてまいりました。私が自撮りでございますので、ちょっと見にくかったりいたしますが、これが遮光ネットになっております。これが横幅が六・一メートル、そして、この長さが二十五、六メートルございます。このネットを暑い日、熱中症アラートというか、猛暑、夏ですね、夏はもうずっとこれを張りっ放しということでございます。

これが今、園舎が新しくなっているんですけど、もとの園舎のときにつけら

れて、それが十五、六年前つけたということもございます。その当時は金額が二百万円程度で設置ができたということもございますが、今同じようにこの施設、これを整備するには一千三百万円から一千五百万円に値上がりをしているということもございます。私もお話を聞いてびっくりいたしました。まず、このネットを作れる会社がもうほぼなくなっているということもございます。それで、テント、ネットが非常に高額になっておりまして、これが、ここに設置されている保育園のネットは雨が落ちるようになっておりますので、子供たちがシャワーだと言ってこのテントの中でも水遊びというか、雨遊びができるようになっていいる。このネットをすることで、三、四度、気温が下がるということでもございました。

これは、一例でございますが、私はこういった補助なり、そして、配慮なりする必要があるんじゃないかというふうに思っております。特にこちらの武内保育園さんは、少し山手で少し高めの中山間地のほうにございますので、風が通るけど、町なかは大変だよねという声もいただいております。そして、武雄市内の園長会、それから、県のそういう集まりのときに、もう一切夏は外に出せなかったという園長先生の声もあったということでもございました。ぜひともこういう配慮も必要ではなからうかというふうに思うところでもございますが、課長いかがでしょうか。

○千綿こども未来課長Ⅱこういった施設、遮光ネットであったり、ミストシャワーであったり、木陰であったり、いろんな工夫をされているところがあると思います。そういったところというのを、まだ県のほうで把握していないところがあるのであれば、そういったところも見させていただく、そういったこともしていきたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱぜひとも調査研究をしていただいて、そして、現場の声を聞いて

いただき、配慮していただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この点については、またこれからも様々意見交換、そして、質疑などをさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の質問になります。問いの最後です。未来につながる高校教育についてお尋ねをいたします。

AIの実装など、デジタル技術が目まぐるしく変化する社会にあっても、佐賀、そして、日本の未来をつくっていくのは、やはり人であり、その主人公となるのは今を生きる子供たちだと感じております。私は子供たちを育む人づくりの各フェーズにおいて、とりわけ高校教育は、初等・中等教育から、大学等の高等教育、そして、実社会につながる子供たちの未来にとって、佐賀、日本の未来にとって非常に大切な時期であると認識しております。

そこで、今回、本委員会での質問では、未来、人をキーワードに、高校教育に関する質問をさせていただきます。

今般、県立高校入学者選抜について一般選抜の志願状況が発表され、全県立高校の志願倍率は、昨年の一・〇二倍から一・〇〇倍に低下、厳密には一倍を切るという事態が現実的となつてまいりました。さらに、来年度からは、いわゆる高校無償化がスタートし、私学シフトがその追い打ちとなる可能性が大いにございます。

また、冒頭申し上げたように、現在、AIの実装など、デジタル技術は目まぐるしく進展しています。二〇四〇年には、少子・高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化について一層の深刻化が見込まれるとともに、労働力需給のギャップが生じます。いわゆる二〇四〇年問題が大きな社会課題となつてございます。

そうした中、国は本年二月、高校教育改革に関する基本方針、グランドデザインを発表されました。このグランドデザインでは、一つ目に、不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長、二つ目に、我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成、三つ目に、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保の三つの視点から高校教育改革の方向性が示されています。

今を生きる子供たちが希望する大学等に進学したり就職したりして誰もが幸せに暮らしていく一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、もちろん学力も大切です。しかし、これからの時代、学力に加え、不確実な未来を自分たちで切り開いていく力が必要であるのではないかとグランドデザインを拝見しながら改めて認識したところでもございます。

県立高校は高等教育や実社会に向かう、未来に向かう子供たちを育む場所であり、また、地域にエネルギーを与えてくれる、決してなくてはならない大切な場であると私は思っております。

一方、歯止めのきかない少子化、高校無償化の影響等により、学校のさらなる小規模化が懸念されるため、必要な対策を打っていかねばなりません。

県教育委員会には、二〇四〇年問題に挑戦し、これからの社会を力強く生き抜いていこうとする高校生たちの背中をしっかりと後押ししてほしいと考えております。

そこで、大きく三点お伺いをさせていただきます。

まず一点目、唐津青翔高等学校「eスポーツ学科」についてでございます。

これからの時代、子供たちには、学力のみならず、不確実な未来を自分たちで切り開いていく力や次世代を見据えた新たな学びが必要だと考えております。少子化や高校無償化による学校の小規模化に対応していくためには、生徒が心を引かれ、自らの個性をぐんぐん伸ばしていくことができる唯一無二の学び

を生み出していくことが肝要だと私も思っております。

そうした中、唐津青翔高等学校に全日制公立高校で全国初の「eスポーツ学科」が新設され本年四月にいよいよ始動することも、私も大変期待を寄せております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、学科新設の目的でございます。「eスポーツ学科」を新設した目的について改めてお教えてください。

○梶島教育振興課長 唐津青翔高等学校では、これからのデジタル社会において、新しい価値をつくり出す実践的人材を育成することを目的といたしまして、デジタル技術を活用した唯一無二の学びとして、令和八年度に「eスポーツ学科」を新設することといたしました。

以上でございます。

○猪村委員 私も一日も早く視察に伺いたいというふうには思っているところでもございます。

次に、育てたい人物像についてでございますが、「eスポーツ学科」ではどのような人材を育てていかれようかとされているのかお尋ねをいたします。

○梶島教育振興課長 「eスポーツ学科」では、いわゆるプログラマーのみならず、ストリーマー——配信者ですね、ストリーマーやゲームクリエイター、イベント運営など、いわゆる、狭い意味でのゲームにとられない幅広いデジタル人材の育成を目指しております。

そのための具体的な学びの中身については、令和八年度から実施する「eスポーツ講座」において、オンラインゲームによって技術力やロジカルの思考力を磨くeスポーツスキルトレーニングの授業、このほか、配信や実況、動画の編集方法を学び、エンターテインメントに関する力を磨くストリーミングの授業、キャラクターデザインや3Dコンテンツなど、見る人を引きつける

デザインの力を磨くウェブデザインの授業、また、eスポーツ大会や配信イベントの企画運営を体験し、現代社会に求められる企画力、調整力、発信力を磨くイベント運営の事業など、ゲーミングにとどまらない学びを提供してまいります。

こうした学びから生徒たちの戦略的思考、企画力、チームとしての力を発揮するためのコミュニケーション力などの能力を最大限に高めていくなから、将来はeスポーツやデジタル関連の大学や専門学校への進学、また、プログラミング配信、ゲームクリエイターなど、デジタル産業分野への就職などを目指す。これからの社会に求められる人材を育成、輩出してまいりたいと考えております。

以上です。

○猪村委員 お聞きするだけでわくわくいたします。武雄市もプログラミング教育には以前から取り組んでおりまして、そういう子供たちが育ってくれることを非常に楽しみにしておりますし、喜んで入学して学んでくれることを心待ちにしているところでもございます。

では次に、令和八年度の志願状況についてお尋ねをいたします。志願状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○梶島教育振興課長 本年二月に実施しました特別選抜では、募集定員八名に対し二十四名が受験をいたしました。志願倍率は三・〇倍でございます。

また、昨日、一昨日になりますが、一般選抜のほうでは、募集定員十二名に対し十五名が受験、志願倍率は一・二五倍でございます。県外遠方からの受験もございまして、我々としても確かな手応えを感じているところでございます。以上です。

○猪村委員 募集定員八名に対し、受験が二十四名、すごいですね。これは県外と県内の割合をどうやってされるのかは今ちょっと御答弁は難しいというふう

うに思っておりますが、非常に楽しみにしております。楽しみにしております
としか言葉が言いようがないぐらいに本当によくやってくださっているなとい
うふうに思っております。

学科開設に向けた取組についてでございますが、新学科開設に向けて、現在
どのようなことに取り組まれているのでしょうか。そしてまた、今後どのよう
なことに取り組まれていくおつもりなのかお尋ねさせていただきます。

○榎島教育振興課長 Ⅱ これまでに新しい学びに必要な高性能PCパソコン
などを備えたeスポーツルームの整備など、校舎のリノベーションが完了して
おります。

現在は県内企業と連携をいたしまして、四月からの授業実施に向け、カリ
キュラムの詳細設計、授業で使用する副教材の作成等を進めているところでご
ざいます。

また、先ほどもありましたが、「eスポーツ学科」には県外からの入学予定
者もいることから、玄海町と連携して住まいの確保を進めるとともに、生徒が
安心して学校生活が送れるよう、日々の見守りを行うハウスマスターの配置計
画を進めているところです。そして、令和八年度には新たに県外生徒を受け入
れ、生徒同士や地域住民等の交流の場となる寮を学校地内に整備することとし
ております。

以上です。

○猪村委員 Ⅱ 生徒は学校だけで過ごすわけでもございませんので、本当にそう
いう地域ぐるみで、そして、やれることは何でもやって、そして、生徒たちの
学びをしっかり和后押しするということが非常に賢明かというふうに思うところ
でもございますが、それを着実にやってくださっているということ、非常
に心強く感じております。

そういった学校改革は非常に困難だというふうに思っておりますが、着実に

進めていただいで、佐賀県で学ぶ、学びたい、そういった子供たちを数多く輩
出していただきたいというふうに思うところでもございます。

次に、項目の二でございますが、高校入試制度改革についてでございます。
入試は、子供たちが高校教育に踏み出す第一歩です。つい昨日、一昨日と県
立高校の一般選抜が実施されたところでございますが、現在、県教育委員会
では高校入試制度改革を進めておられます。令和十年度には新たな制度の下で入
試が実施されることになっております。

一方、本年二月に国が公表した高校教育改革に関する基本方針、先ほども申
上げましたけれども、ブランドデザインでは多面的な入試となるよう改善が
求められているところでもございます。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

一つ目、改革の目的についてでございますが、高校入試制度を改革する目的
について改めてお教えてください。よろしくお願いいたします。

○榎島教育振興課長 Ⅱ 入試制度の見直しに当たりましては、佐賀県教育大綱の
理念を踏まえております。子供たちには、知識だけでなく、思考力や判断力を
身につけ、自分の思いや考え方を自分らしく表現できるようになってほしいと
思っております。

また、これからのように学んでいきたいかについて考え、特に高校受験す
る皆さんには進路選択に当たってしっかりと自分の思い、考えを持って高校を
選択していただきたい。そうした生徒さんの意欲や思いと、スクールポリシー
に表される高校の目指す姿との適合を最大限図ることが出来る制度にしたいと
考え、今回の見直しをしております。

以上でございます。

○猪村委員 Ⅱ ありがとうございます。

地元の方で、子育てをしている方々に高校入試の改革のことを申し上げます

と、えつという驚き、えつ、変わるんですかという驚きの声があつて、まだ知られていないような気がいたしますので、ぜひ周知を徹底していただきたいというふうに思うところが日々ございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、新制度のポイントですね、新制度のポイントはどのようなことに重きを置かれているのか、お聞かせください。

○梶島教育振興課長〓今回の制度見直しのポイントとしては、これまで受験生自身が取り組んできたこと、そして、これから高校生活において学びたい、チャレンジしたいことなど、自分の考えを作文やプレゼンテーション等を通じて自ら直接表現できるようにしたこととございます。この新たな選抜方式を加えることで、教科の学力だけでなく、先ほど委員のほうからありました多面的に評価するいうところを可能とすることとしました。

以上でございます。

○猪村委員〓ありがとうございます。

非常に多面的というのが、どう捉えていいのかなというふうに私も考えるところでもございますが、先ほど申し上げました高校改革の方向性、グランドデザインの中に、「好き」を育み、「得意」を伸ばす機会を確保という言葉がございまして、私これは大好きな言葉でありまして、まさに「eスポーツ学科」等々も含めて、この好き、好きなんだよ、好きだ、これをやりたいというのを、好きを育んで、そして得意なことに伸ばしていくということ、本当に大事なことだなというふうに思っているところでもございます。

ぜひとも新たな制度を確立していく上で、これからまだまだ練るところがあられるというふうに思っておりますが、どうぞ子供たちを真ん中に置いて、ぜひとも考えて、佐賀らしい受験、そして子供たちの育成に取り組んでいただければというふうに思っております。

次に、改革に向けた取組についてでございます。

令和十年度の新制度開始に向けて、現在どのようなことに取り組まれているのか、また今後どのようなことに取り組まれていこうとされているのかをお尋ねいたします。

○梶島教育振興課長〓昨年十一月の新制度公表後、公立中学校の校長先生方に御説明を行うとともに、県教育委員会ホームページのほうで質問専用ホームページ、広く質問を受け付けております。新入試制度の質問につきましては、今年度中に回答を取りまとめ、ホームページ等で公表するとともに、リーフレットのほうを作成し、該当学年であります現中学一年生及びその保護者、そして中学校、高校等の関係者に新制度の周知を行うこととしています。先ほど御指摘いただきました周知についても行ってまいります。

また、新制度の運用に当たり実際に入学選抜を実施する高校の現場において、どのような影響が生じるかを実際県立高校六校で検証いたしました。その際に現場から出た意見をフィードバックしてもらい、新制度の詳細検討に当たって極力反映させていく意向でございます。

今後も、教育現場の声を聞きながら新制度の詳細を詰めていくとともに、関係者、関係各所に対し丁寧の説明をしていきます。子供たちが自ら将来像を主体的に描くことができるよう、また受験生の皆さんが安心して進路を選択できるように、今後、制度の具体化を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○猪村委員〓高校の入学をほこつと新制度でやるということに対して、やはり積み重ねが必要だというふうに私は思っています。なので、幼児期から小学校、中学校、高校に至るまで、そういう新制度に向かうということ、そういう人材が社会に求められている、そういったことを市町の教育委員会とも共有していただいて、こういう人材像、こういう社会に求められている、そして佐賀県の子供たちがこういうふうにといいことを市町とも共有していただきたいなとい

うふうに思っております。

小学校においては、先生が一人で全教科を教えられているというようなことで、あの手この手で授業を改革していただく、その姿がございます。そういったところで、しっかりと教育改革のみならず、市町の小学校、幼稚園、保育園、もちろんそういったところからやれるのが一番でしようけれども、市町の中学校からプランニング、ビジョン、取組を共有していただければというふうに思うところでもございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の問いになりますが、高校教育改革促進基金についてでございます。

国の令和七年度補正予算において、「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」が措置され、今議会に佐賀県高等学校等教育改革促進基金条例が上程されて、それで、今後この基金を活用して不確実な未来を切り開くための高校教育改革に取り組みられると認識しております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

一つ目、支援対象についてでございます。

高校教育改革促進基金はどのような取組に活用できるのでしょうか、お教えてください。

○梶島教育振興課長 今回、国が予算措置いたしました「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」は、各都道府県が抱える緊要性の高い取組につきまして、以下の三つの類型、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、理数系人材育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保、この三つの類型において高校教育改革を牽引する改革先導拠点の創出を目的とするものでございます。

国から示されております具体的な例といたしましては、例えば、教育課程におけるビジネス経験の必修化や実社会につながる生きた授業の実践、高度な実

験環境を核とする理数探究拠点の整備、学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保など、こうした教育改革の取組内容に直接資する経費、また教育改革の内容と一体不可分な施設設備に要する経費が基金の支援対象とされております。

以上です。

○猪村委員 ありがとうございます。

高校改革の方向性、二〇四〇年に向けた高校の姿というところ、視点一、視点二、視点三、やはりここがしっかりと入っているというこの理解でよろしかったですかね。——ありがとうございます。

しっかりとそこを踏まえて活用されるということで、ここを踏まえことをまっずしっかりと位置づけをして、基金の活用をされていくということでございます。

スケジュールについて、次にお尋ねをさせていただきます。

基金を活用するに当たってのこれまでの経緯と今後のスケジュールをお聞かせください。

○梶島教育振興課長 スケジュールに関しまして、国のグランドデザインの発表と同じ日、二月十三日に事業の公募が開始されたところです。基金は、国への申請、そして外部有識者から成る審査会での審査を経て、採択決定がなされることとなっております。五月中旬の事業申請、六月上旬の書面及びヒアリング審査を経て、六月下旬に事業の採択発表がなされる予定でございます。現在、五月中旬の事業申請に向け様々議論しながら検討を進めているところでございます。

以上です。

○猪村委員 ありがとうございます。

来年度五月中旬、それから六月下旬に発表されるまで、中間取りまとめみた

いな、そういったものの発表の予定とかは——ございませんか、承知いたしました。

それでは、六月下旬採択に向けて頑張っていたいただきたいというふうに応援をさせていただきます。

それでは、最後の③の質問になりますが、この基金を活用した取組についてでございます。この高校教育改革促進基金を活用して、高校教育改革にどのように取り組んでいこうとされているのかお尋ねをさせていただきます。

○梶島教育振興課長Ⅱ具体的な取組につきましては、先ほど申しましたように今検討中ということで、ただ、基金の活用につきましては、佐賀県の人口動態、産業構造の変化を踏まえ、課題を明確に抽出した上で、教育現場のみでなく、知事部局、産業界、高等教育機関といった庁外関係者との議論を重ねながら、国から示されている取組例にとらわれることなく、二〇四〇年を見据え、本県にとって必要な取組を行ってまいりたいと思っております。

子供たちがそれぞれ心引かれることに打ち込み、夢や希望を持って様々なことに挑戦し、多くの仲間と協力して佐賀県や日本の未来をつくっていく、その背中を力強く後押ししたいと考えます。

県教育委員会として、未来の佐賀県を支える人づくりにつなげていくために、知事部局、庁外関係者と共に連携し、これからの子供たちの学びの充実や多様な学びの場の確保など、「ひとづくり大県さが」らしい取組を実現してまいりたいと考えております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ課長、るる御答弁いただきましたありがとうございます。

今回は、「未来」、「人」をキーワードに質問をさせていただきました。新たな学び、新たな入試、これからの高校教育改革の今後に大いに期待をさせていただきます、今回の私の本委員会での質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

うございました。

○古川委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。
暫時休憩します。

午後三時十七分 休憩

午後三時十八分 開議

○古川委員長⇨委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○古川委員長⇨まず、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第三号議案、甲第十号議案、甲第十五号議案、甲第十六号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第二十号議案、甲第三十号議案、甲第三十二号議案、甲第三十三号議案、乙第十一号議案から乙第十六号議案まで六件、乙第二十二号議案、乙第二十八号議案、乙第三十三号議案及び乙第三十六号議案、以上二十件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長⇨全員起立と認めます。よって、以上二十件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

最後に、十一月定例会から引き続き審議中の

- 一、県民環境行政について
- 一、健康福祉行政について
- 一、男女参画・子育て行政について
- 一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長⇨御異議なしと認めます。よって、以上の四件についての継続審

査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして文教厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後三時二十一分 閉会

速 記 者 一ノ瀬 千加子